第３期　平川市
子ども・子育て支援事業計画

時と水 ゆったり流れる
平川市

令和７年３月

令和８年３月【改訂】

目 次

第１章　計画策定の概要

1　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2　計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4　計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第２章　子ども・子育てを取り巻く現状

1　人口と世帯の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
2　出生の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
3　女性の就労状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
4　児童の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
5　教育・保育施設の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
6　子育て支援事業の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
7　母子保健事業の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第３章　計画の基本理念及び施策の展開

1　基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
2　基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
3　施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
4　施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

第４章　量の見込みと確保方策

1　教育・保育提供区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
2　施策目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

第５章　その他の事項

1　子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び
当該教育・保育の推進に関する体制の確保・・・・・・・・・・・・・・・ 68
2　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保・・・・・・・・・ 68
3　産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の
円滑な利用の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
4　子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援における
青森県との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
5　労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備
に関する施策との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
6　幼児教育・保育等の質の確保及び向上・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
7　乳児等のための支援給付に係る教育･保育等の一体的提供及び
当該教育･保育等の推進に関する体制の確保・・・・・・・・・・・・・・ 69

第６章　計画の推進

1　計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
2　進捗状況の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72

資料編

1　子ども・子育て会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74

第１章
計画策定の概要

第１章　計画策定の概要

１　計画策定の趣旨

近年、少子化や核家族化に伴い、就労、結婚、出産、子育てについての価値観も多様化する中で、出産年齢の上昇や共働き家庭の増加、地域におけるコミュニティの希薄化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、国や地域を挙げて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築することが求められています。

このような背景のもと、わが国では、少子化対策として平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取組を進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連 3 法を成立させ、平成 27 年 4 月から、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

そして、令和 5 年 12 月には「こども基本法」に基づくこども政策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。

本市においては、「平川市次世代育成支援行動計画」を引き継ぐ計画として、平成 27 年に「平川市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。また、令和 2 年には「第 2 期平川市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第 2 期計画」という。）を策定し、「地域社会みんなで支えあい、子どもを生み育てることに喜びを感じるまちづくり」を基本理念として、子どもが健全に育ち、親が安心して子どもを生み育てることができるまちを目指して、総合的な子育て支援を行ってきました。

このたび、第 2 期計画が令和 6 年度に計画期間の最終年度を迎えることから、社会環境の変化や本市の子どもや子育てを取り巻く現状、第 2 期計画の進捗状況等を踏まえ、全ての子どもが健やかに育ち、また、安心して子どもを生み育てることができるよう、『第 3 期平川市子ども・子育て支援事業計画』（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。全ての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

また、次世代育成支援対策推進法に基づき、これまで取組を進めてきた「平川市次世代育成支援行動計画」を引き継ぐ計画として位置付けます。

更に、安心して妊娠、出産、その他子育てに関する現状分析と今後の望ましい方向性等についての検討、母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立、母子保健施策を推進するための母子保健計画をこの計画に包合するものとします。

なお、策定に当たっては、「第 2 次平川市長期総合プランの後期基本計画（令和 4 年度～令和 8 年度)」との整合性を図り、また、子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び成育医療の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（以下「成育医療等基本方針」という）に基づくものとします。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

ただし、人口の推移やニーズ量の変化、国の制度の状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

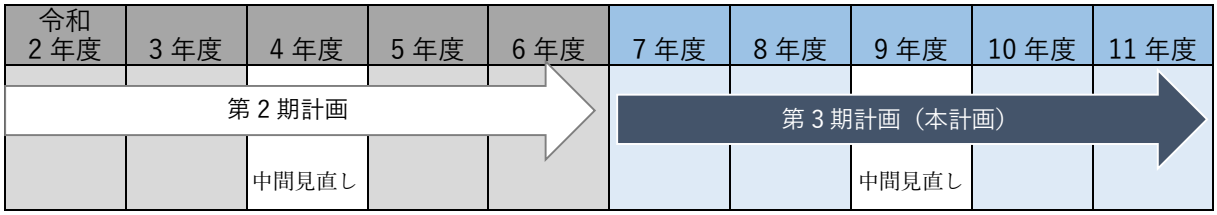

４ 計画の策定体制

（1）市民ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等を把握するため、「子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施しました。

①調査対象　就学前児童の保護者

②調査期間　令和６年１月 15 日～令和６年１月 31 日

③回収状況　配布数　934 人　回収数　653 人　回収率　69.9%

（2）「平川市子ども・子育て会議」の開催

本計画へ子育て当事者等の意見を反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「平川市子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容について協議しました。

（3）パブリックコメントの実施

更に幅広く市民の方より御意見をいただくため、令和６年 12 月 17 日から令和７年１月 23 日まで本計画の素案を市のホームページで公開し、パブリックコメント（市民からの意見の募集）を行いました。

第２章
子ども・子育てを取り巻く現状

第２章　子ども･子育てを取り巻く現状

１　人口と世帯の状況

（1）総人口及び年齢３区分別人口の推移及び推計

本市の人口は、令和６年３月 31 日時点で 29,559 人となっています。平成 31 年から５年間の推移では、減少傾向となっており、1,723 人の減少となっています。

また、年齢３区分別の人口をみると、65 歳以上の高齢者人口は維持しているものの、15 歳～64 歳の生産年齢人口、０歳～14 歳の年少人口は減少しており、この減少傾向は今後も続くものと見られます。

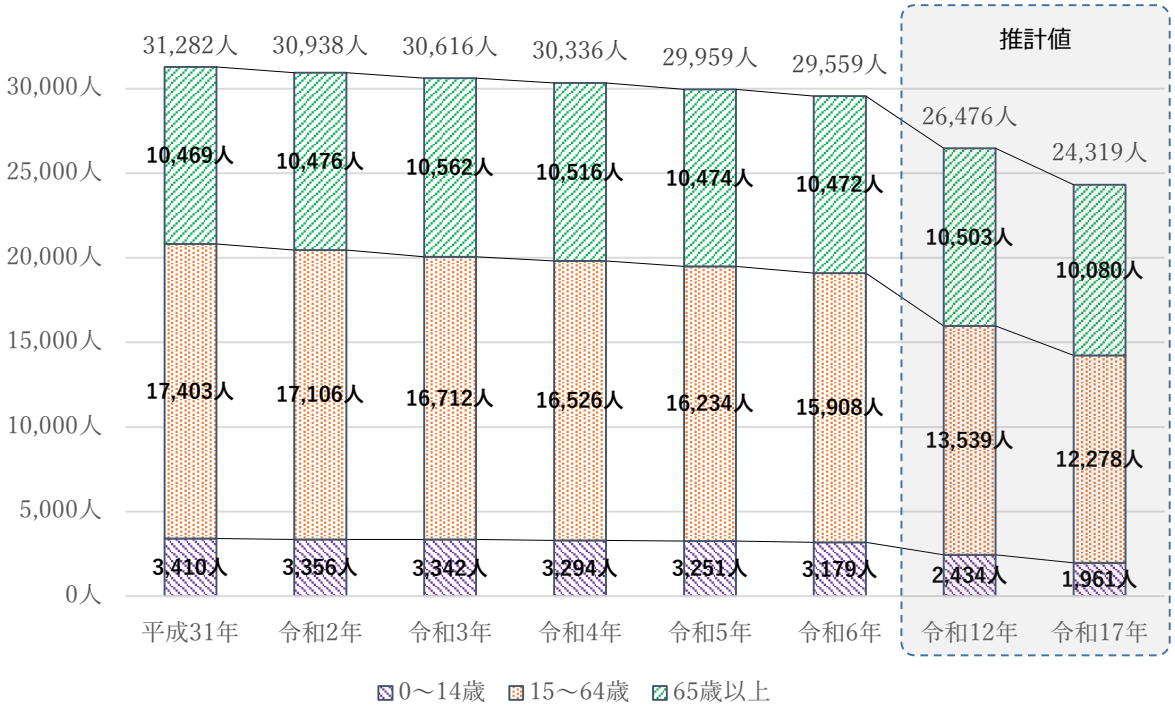

出典：住民基本台帳（平成 31 年～令和６年）
国立社会保障･人口問題研究所（令和 12 年、令和 17 年）

（2）世帯数と１世帯あたり人員の推移

本市の世帯数は、令和６年３月 31 日時点で 12,358 世帯となっています。平成 31 年から５年間の推移では、増加傾向となっており、383 世帯の増加となっています。

また、世帯数は増加しているものの、総人口が減少していることから、１世帯あたり人員は減少しています。

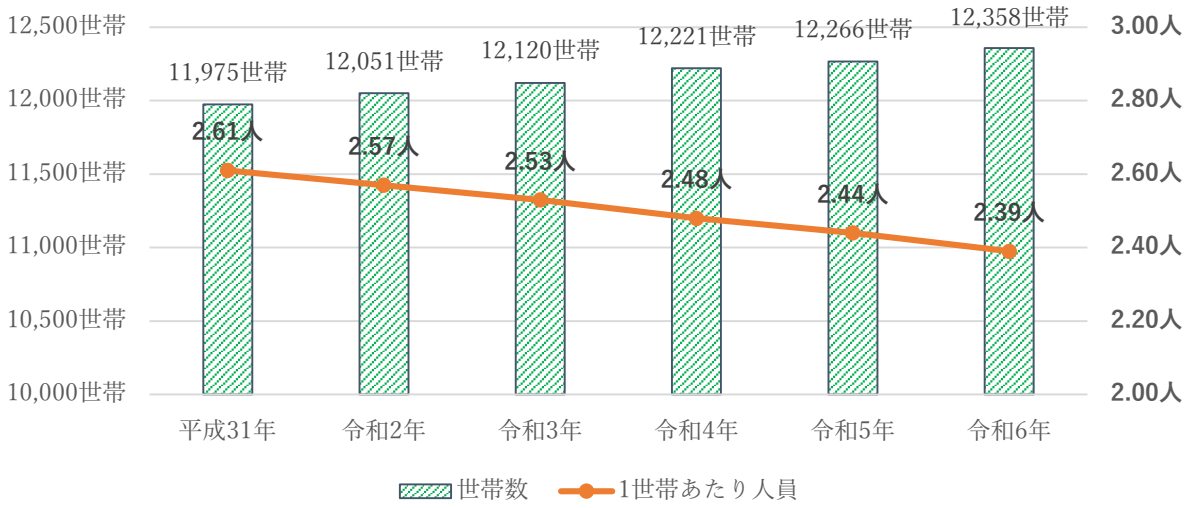

出典：住民基本台帳

2　出生の状況

（1）出生数の推移

本市の出生数は、平成 27 年、平成 31 年及び令和３年に一時的な増加はあるものの減少傾向となっています。平成 26 年と令和 4 年の出生数を比べると 46 人の減（▲23.2%）となっています。

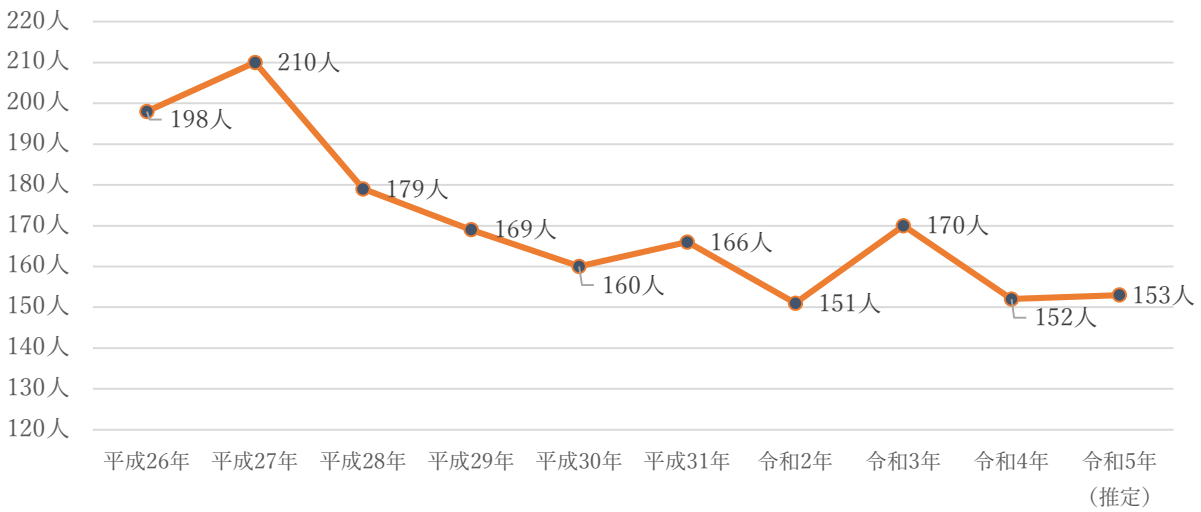

出典：人口動態調査

3　女性の就労状況

（1）男女別労働力率の推移

令和２年の労働力人口は 16,913 人で、このうち女性は 7,921 人となっています。

女性の労働力率は、平成 27 年から 1.1 ポイント上昇し、54.4%となっていますが、男性の労働力率は 72.9%であるため、男女間で 18.5 ポイントの差があり、依然として格差は開いたままとなっています。

［労働力人口］15 歳以上の人口のうち、就業者と就労意欲のある失業者を合算した人口

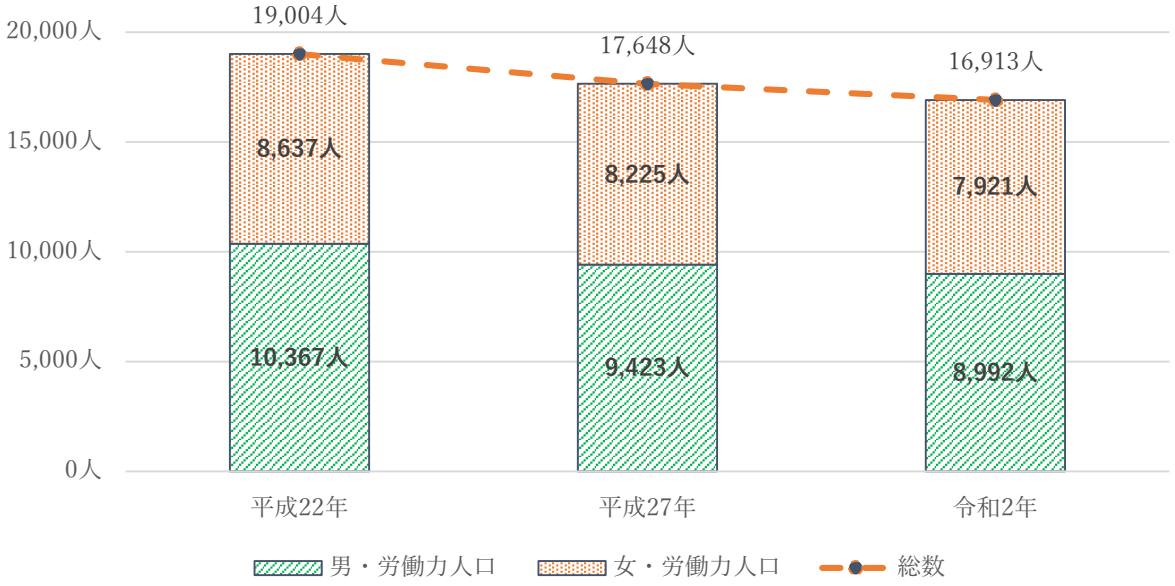

出典：国勢調査

［労働力率］15 歳以上の人口に占める労働力人口の比率

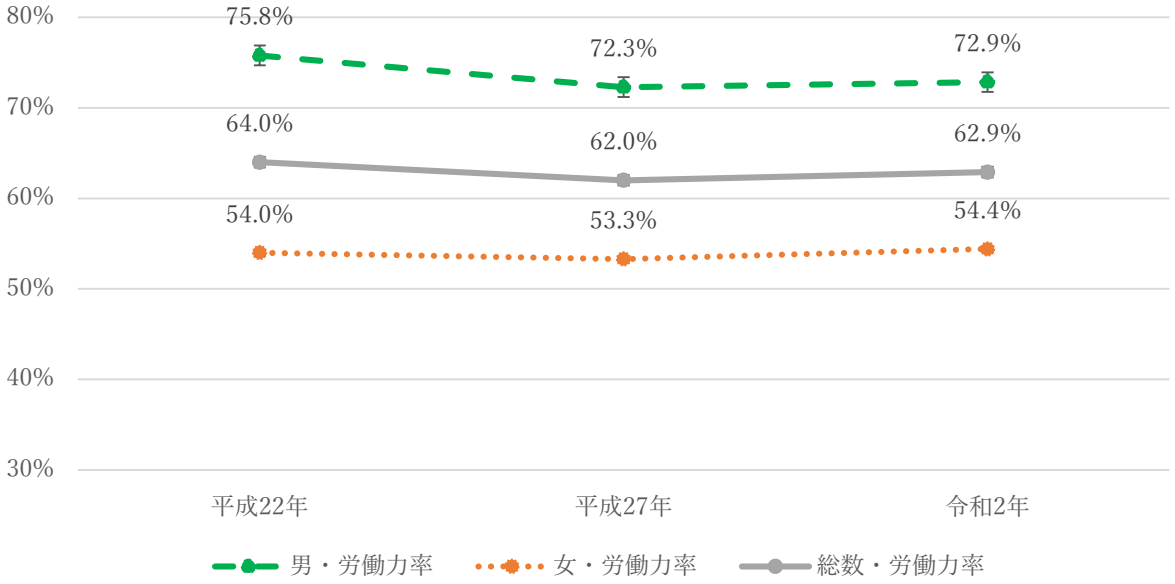

出典：国勢調査

（2）女性の年齢別労働力率

令和 2 年の女性の年齢別労働力率は、平成 27 年に比べ、20 歳～24 歳で大きく低下し、40 歳～44 歳及び 60 歳～64 歳で大きく上昇しています。

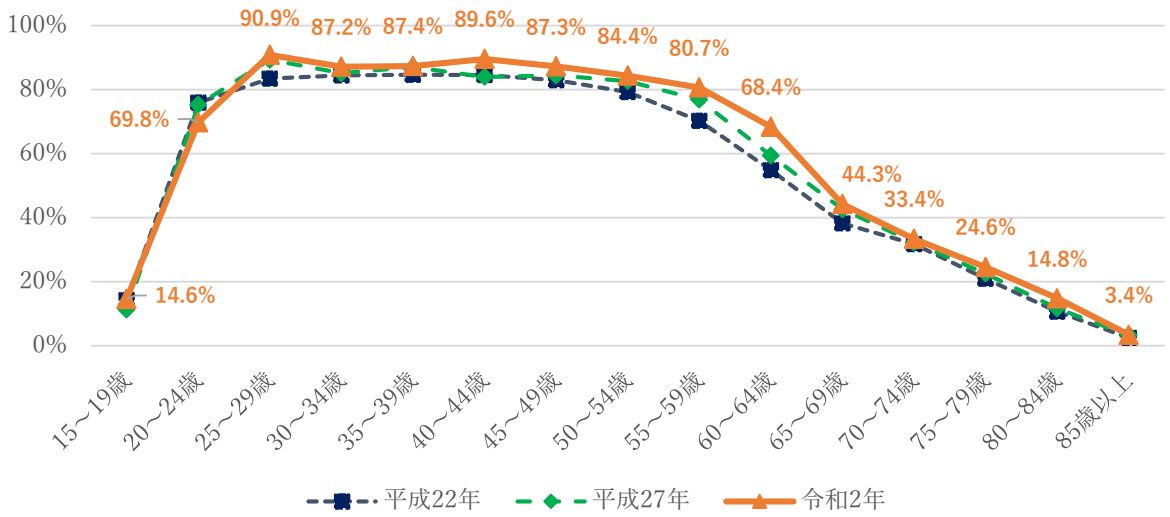

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
平成22年	14.2%	76.0%	83.5%	84.5%	84.7%	84.6%	83.0%	79.3%	70.3%	54.9%	38.3%	31.8%	20.9%	10.6%	2.4%
平成27年	11.3%	75.3%	89.4%	85.1%	87.1%	84.0%	84.5%	82.7%	76.9%	59.4%	42.6%	32.3%	22.6%	11.6%	3.3%
令和2年	14.6%	69.8%	90.9%	87.2%	87.4%	89.6%	87.3%	84.4%	80.7%	68.4%	44.3%	33.4%	24.6%	14.8%	3.4%

出典：国勢調査

4　児童の状況

（1）児童数の推移

本市の 18 歳未満の児童数は、令和 5 年度末時点で 3,942 人となっています。

平成 30 年度から 5 年間の推移では、年齢区分よっては増加している年度もありますが、全体としては減少傾向となっており、特に 3 歳～5 歳の減少率が高くなっています。

また、総人口に占める 18 歳未満の割合については、13%台を維持しており、令和 5 年度は 13.3%となっています。

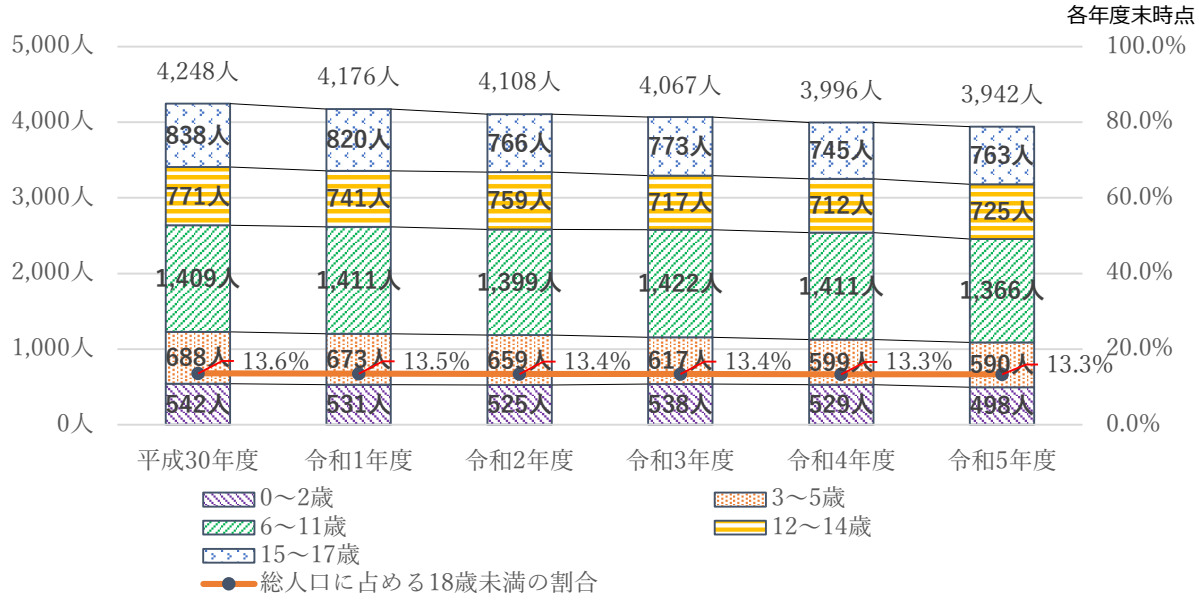

出典：住民基本台帳

（2）将来の児童数の推計

令和 5 年度の 18 歳未満の児童数は 3,942 人で、令和 13 年度には 258 人減(▲6.5%)の 3,684 人と推計され、今後も減少傾向が続くものと見られます。

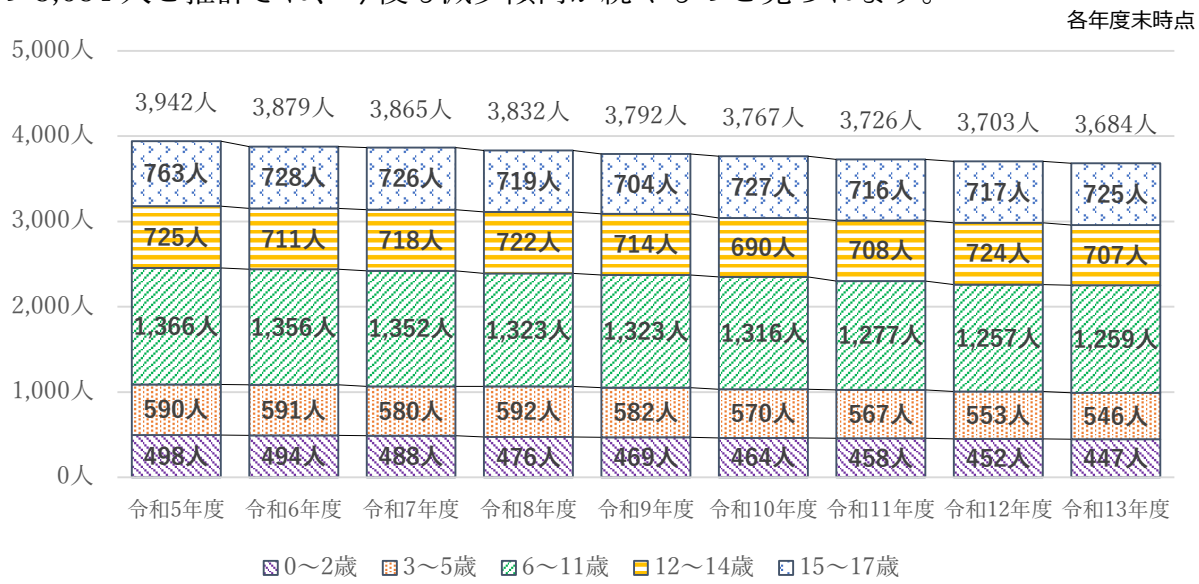

※コーホート変化率法により推計

5　教育･保育施設の状況

（1）教育･保育施設の推移

本市の教育・保育施設数は、令和６年４月１日時点で 13 か所あり、その全てが認定こども園となっています。

利用児童数については、平成 31 年度以降減少傾向にあり令和５年度では 1,050 人となっています。入所率については、平成 31 年度以降減少傾向にありましたが、令和３年度以降は概ね横ばいで推移しています。

■市内教育･保育施設数

	平成 31 年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
幼稚園	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	0 施設	0 施設
保育所	3 施設	3 施設	3 施設	1 施設	1 施設	0 施設
認定こども園	10 施設	10 施設	10 施設	12 施設	12 施設	13 施設
合計	14 施設	14 施設	14 施設	14 施設	13 施設	13 施設
利用定員合計	1,251 人	1,176 人	1,151 人	1,101 人	1,086 人	1,046 人

■市内教育･保育施設の利用児童数（年齢別･各年度３月時点）

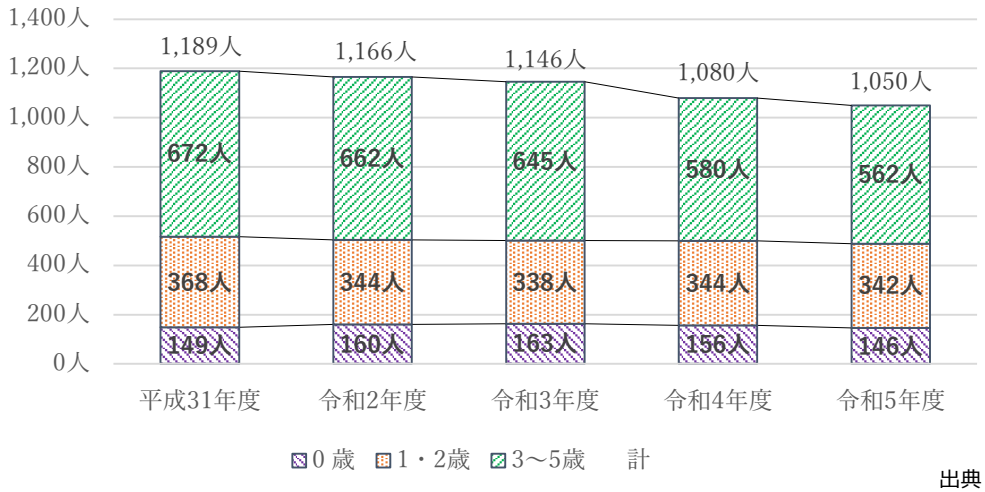

出典：子育て健康課

■市内児童の教育･保育施設入所率（各年度４月時点）

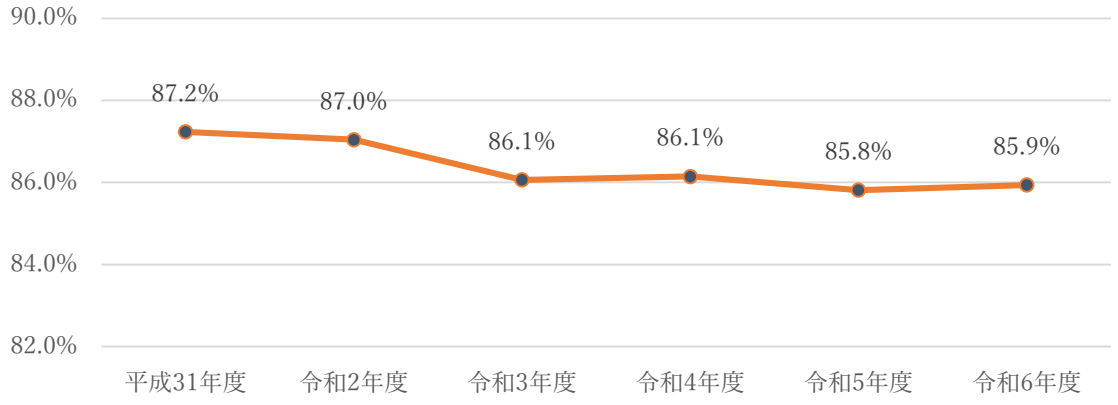

出典：子育て健康課

6 子育て支援事業の状況

（1）利用者支援事業

利用者支援事業は、子ども又はその保護者及び妊産婦の身近な場所で、教育・保育事業、地域の子育て支援事業、保健・医療・福祉等関係機関を円滑に利用できるよう情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

平成 30 年度に、保健師、助産師、家庭相談員（保育士）の専門職を配置した子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談支援を行っています。

令和 6 年度からは、こども家庭センターへ移行し、支援を行っています。

■実施状況等

区分	H31	R2	R3	R4	R5
実施個所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

（2）地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

地域で気軽に子育ての悩みを相談できる拠点として、市内 8 か所（小学校学区に 1 か所程度）開設しています。

■実施状況等

区分	H31	R2	R3	R4	R5
利用人数	1,865人日	543人日	413人日	637人日	640人日

※H31は、延べ利用人数。R2以降は、延べ親子組数。

（3）養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、家族などから家事や育児の支援を受けられず、妊娠・出産・育児に不安を抱えていたり、母親自身の身体的な不安を抱えた妊産婦に対する家事・育児の支援等を行う事業です。

妊娠届出時の面談、産婦人科からの妊婦連絡票、乳幼児健診、窓口や電話相談等で把握した支援が必要な方に対し、相談対応や指導を実施しています。

■実施状況等

区分	H31	R2	R3	R4	R5
相談・指導人数	4人	5人	4人	4人	4人

（4）放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

放課後児童クラブを市内に 18 クラブ設置しています。利用人数は、各クラブにより増減の傾向に差はありますが、全体としてみると、令和５年度は前年度から減少しているものの、直近５年間では増加傾向にあります。

■実施状況等

区分	H31	R2	R3	R4	R5
実施施設数	12施設	12施設	12施設	12施設	12施設
支援単位	18クラブ	18クラブ	18クラブ	18クラブ	18クラブ
利用人数	530人	567人	577人	610人	584人

（5）延長保育事業（時間外保育事業）

延長保育事業は、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において認定こども園、保育所等において、保育を実施する事業です。

保護者の就労形態が多様化する中、仕事と子育ての両立を望んでいる家庭のニーズに応えるため、市内全ての認定こども園で実施しています。

■実施状況等

区分	H31	R2	R3	R4	R5
実施施設数	13施設	13施設	13施設	13施設	13施設
利用人数	526人日	478人日	490人日	463人日	521人日

（6）一時預かり事業

一時預かり事業は、保護者のパート就労や病気等により、一時的に家庭での保育が困難となる場合や保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、乳幼児を一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

利用人数について、幼稚園における一時預かり事業は減少傾向にありますが、その他の一般の利用については、増加傾向にあります。

■実施状況等

区分		H31	R2	R3	R4	R5
幼稚園における一時預かり事業	実施施設数	6施設	6施設	6施設	8施設	8施設
	利用人数	13,571 人日	14,229 人日	13,724 人日	11,651 人日	9,756 人日
上記以外	実施施設数	5施設	5施設	5施設	5施設	5施設
	利用人数	686 人日	848 人日	1,017 人日	882 人日	1,197 人日

（7）病児･病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師・保育士等が一時的に保育する事業です。

平成 31 年度までは 2 施設で実施していましたが、令和 2 年度からは、こども園あらや（いちばん星)、日の出こども園（こどもの森)、平賀保育園（りんごルーム）の 3 施設で実施しています。

■実施状況等

区分	H31	R2	R3	R4	R5
実施施設数	2施設	3施設	3施設	3施設	3施設
利用人数	77人	94人	185人	143人	207人

（8）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

子育て短期支援事業は、保護者の疾病等の理由により、緊急一時的に家庭において児童を養育することが困難となった場合に、児童及び保護者を安全な施設又は里親にて養育・保護する事業です。

これまで、弘前乳児院のみを受け入れ先としていましたが、令和 5 年度からは、里親を受け入れ先とする体制も整え、事業を必要とする方の多くに支援を提供できる体制を整備しています。

■実施状況等

区分	H31	R2	R3	R4	R5
利用人数	0人	0人	31人	57人	30人

（9）ファミリー･サポート･センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は、児童の預かり等の「子育てをお手伝いしてほしい人」（利用会員）と「子育てをお手伝いしたい人」（提供会員）が、会員として登録し相互の責任と信頼関係のもとに、地域の中で子育てをサポートする事業です。

本市では事業を行っていませんが、平川市社会福祉協議会が近隣の黒石市社会福祉協議会、藤崎町社会福祉協議会、田舎館村社会福祉協議会と共同で同様の事業を行っています。

利用実績は、イベント時の託児が主となっており、近年は利用が無い状況です。

■実施状況等

区分	H31	R2	R3	R4	R5
利用人数	3人日	0人日	0人日	0人日	0人日

（10）実費徴収に係る補足給付を行う事業

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園等に対して保護者が支払うべき給食費（副食材料費）及び日用品、文房具その他の教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本市では給食費（副食材料費）について助成することとしていますが、支給対象者がいない状況が続いています。

■実施状況等

区分	H31	R2	R3	R4	R5
支給人数	0人	0人	0人	0人	0人

7　母子保健事業の状況

（1）母子健康手帳の交付事業

母子健康手帳の交付事業は、妊娠生活を安心・安全に過ごすために、妊娠届出書を提出した妊婦に母子健康手帳の交付を行う事業です。

令和 5 年度の妊娠届出数は 152 人で、妊娠週数 11 週目までに届出されたものは 141 人（92.8%）となっています。

■届出状況

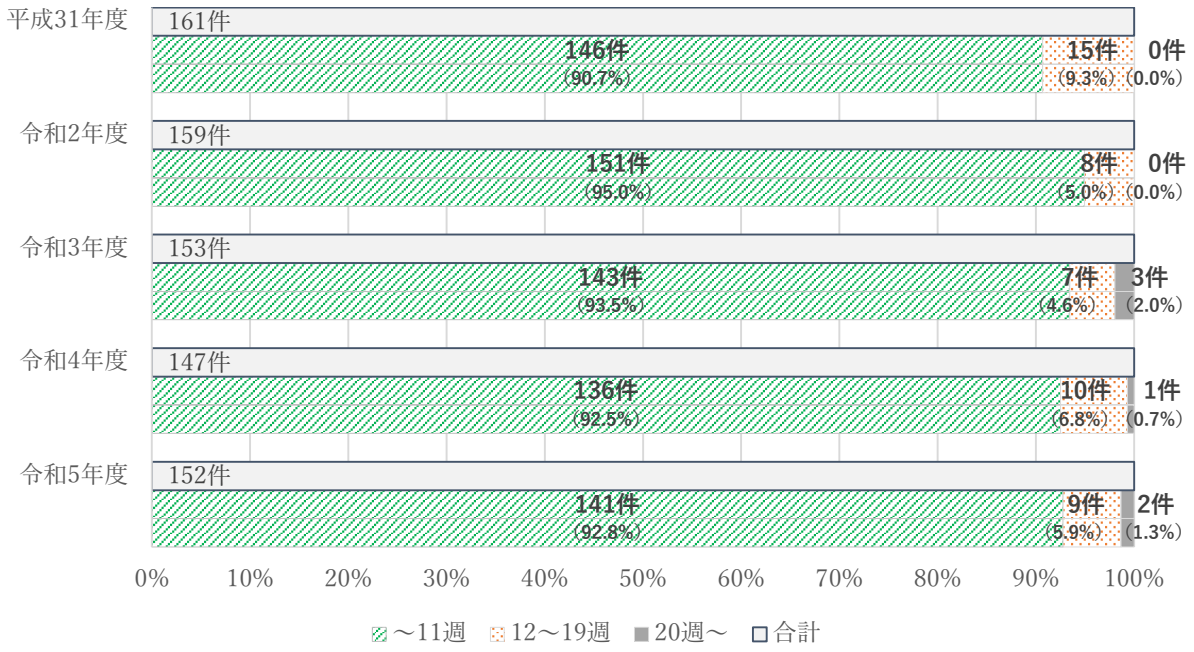

（2）乳児一般健康診査（医療機関委託）

乳児一般委託健康診査は、受診票を 2 枚交付し、1 か月児健康診査のほかに、6 か月～8 か月児又は 9 か月～12 か月児の健康診査を実施しています。

■受診状況

年度	受診者数	月齢別			
		0～2か月	3～5か月	6～8か月	9～12か月
H31	300人	156人	8人	74人	62人
R2	277人	148人	4人	61人	64人
R3	342人	164人	25人	83人	70人
R4	270人	149人	3人	61人	57人
R5	280人	144人	5人	68人	63人

（3）妊婦健康診査（医療機関委託）

妊婦委託健康診査は、基本的な妊婦健康診査受診票 14 回と、超音波検査 4 回、子宮頸がん検診、性器クラジミア抗原検査、HTLV-1 抗体検査、ラクトバチルス（N スコア）の受診票を交付しています。

■受診状況

年度	実人数	延人数
H31	259人	1,850人
R2	250人	1,935人
R3	248人	1,872人
R4	241人	1,862人
R5	235人	1,823人

（4）乳幼児集団健康診査

乳幼児集団健康診査は、乳幼児期の病気の早期発見や発育・発達の遅れのある子どもの早期療育へつなげていくため、健康診査を行う事業です。

4 か月児、1 歳児、1 歳 6 か月児、3 歳児を対象に実施しています。

① ４か月児健康診査結果（延べ件数）

年度	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）	小児科診察結果（延べ件数）						整形外科診察結果（延べ件数）					
				異常なし	要観察	要指導	要精検	要治療	医療継続	異常なし	要観察	要指導	要精検	要治療	医療継続
H31	148	143	96.6	126	6	0	0	5	6	137	0	0	6	0	0
R2	179	173	96.6	155	4	0	1	5	6	172	0	0	1	0	0
R3	141	133	94.3	126	1	0	0	0	6	127	0	0	6	0	0
R4	151	149	98.7	129	6	0	1	2	11	147	0	0	2	0	0
R5	153	149	97.4	133	4	0	0	1	11	142	2	0	5	0	0

② １歳児健康診査結果（延べ件数）

年度	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）	小児科診察結果(延べ件数)					
				異常なし	要観察	要指導	要精検	要治療	医療継続
H31	152	150	98.7	133	7	0	2	1	7
R2	131	131	100.0	109	7	1	1	0	13
R3	150	141	94.0	126	5	0	1	2	7
R4	174	169	97.1	152	3	0	0	2	12
R5	160	159	99.4	142	2	0	3	2	10

③ １歳６か月児健康診査結果（延べ件数）

年度	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）	小児科診察結果(延べ件数)					
				異常なし	要観察	要指導	要精検	要治療	医療継続
H31	164	162	98.8	125	14	5	6	0	12
R2	199	196	98.5	143	19	3	9	0	22
R3	159	156	98.1	110	17	2	11	0	16
R4	207	201	97.1	134	34	3	11	2	17
R5	169	165	97.6	115	26	1	10	1	12

④ ３歳児健康診査結果（延べ件数）

年度	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）	小児科診察結果（尿・視力除く）						耳鼻科診察結果					
				異常なし	要観察	要指導	要精検	要治療	医療継続	異常なし	要観察	要指導	要精検	要治療	医療継続
H31	220	217	98.6	194	1	8	0	2	12	174	2	0	23	11	7
R2	197	195	99.0	168	9	5	4	1	8	164	1	0	5	23	2
R3	182	179	98.3	152	5	10	1	0	11	148	5	0	6	20	0
R4	213	212	99.5	188	2	11	1	1	9	166	4	0	13	28	1
R5	190	189	99.5	169	4	7	1	1	7	143	2	0	33	6	5

（5）乳幼児歯科健康診査

乳児歯科健康診査は、乳歯の生え始めから生え揃う幼児期に歯科健診を行う事業です。1 歳児、1 歳 6 か月児、3 歳児については、集団健康診査において実施し、2 歳児については、医療機関で実施しています。

う蝕有病率の平成 31 年度から 5 年間の推移では、1 歳 6 か月児、2 歳児、3 歳児ともに、減少傾向となっており、特に 3 歳児の減少率が高くなっています。

また、3 歳児のう蝕有病率と 1 人平均う歯数を県及び全国と比較すると、いずれも県よりは低いものの全国よりは高い状況が続いています。

① １歳児歯科診察結果

年度	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）	う歯保有者（人）	う歯保有本数別人数（人）			
					１本	２本	３本	４本
H31	152	150	98.7	0	0	0	0	0
R2	131	131	100.0	0	0	0	0	0
R3	150	141	94.0	0	0	0	0	0
R4	174	169	97.1	0	0	0	0	0
R5	160	159	99.4	0	0	0	0	0

② １歳６か月児歯科診察結果

年度	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）	う蝕有病者数（人）	う歯総数（本）	う蝕有病率（%）	1人平均う歯数（本）	う歯のない人		う歯罹患型		
								O１（人）	O２（人）	A（人）	B（人）	C（人）
H31	164	163	99.4	0	0	0	0	163	0	0	0	0
R2	199	196	98.5	1	2	0.5	0.01	191	4	1	0	0
R3	159	156	98.1	1	2	0.6	0.01	149	6	1	0	0
R4	207	201	97.1	0	0	0	0	201	0	0	0	0
R5	169	165	97.6	0	0	0	0	165	0	0	0	0

〔う歯罹患型〕

O１型　：虫歯がなくきれいな者　　O２型　：虫歯はないが汚れている者

A　型　：上顎前歯のみ又は臼歯のみに虫歯のある者　　B　型　：上顎前歯及び臼歯に虫歯のある者

C　型　：下顎前歯に虫歯のある者

③2 歳児歯科診察結果

年度	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）	う蝕有病者数（人）	う歯総数（本）	う蝕有病率（%）	1人平均う歯数（本）	う歯のない人		う歯罹患型			
								O1（人）	O2（人）	A（人）	B（人）	C（人）	不詳（人）
H31	192	151	78.6	9	20	6.0	0.1	124	18	6	3	0	0
R2	201	144	71.6	7	15	4.9	0.1	125	12	6	1	0	0
R3	182	139	76.4	7	19	5.0	0.1	129	2	5	2	0	0
R4	191	129	67.5	2	4	3.9	0.0	118	6	5	0	0	0
R5	184	131	71.2	5	15	3.8	0.1	122	4	5	0	0	0

〔う歯罹患型〕

O１型　：虫歯がなくきれいな者　　O２型　：虫歯はないが汚れている者

A　型　：上顎前歯のみ又は臼歯のみに虫歯のある者　　B　型　：上顎前歯及び臼歯に虫歯のある者

C　型　：下顎前歯に虫歯のある者

④ ３歳児歯科診察結果（グラフ 1,2 参照）

年度	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）	有病者数（う蝕）（人）	う歯総数（本）	有病率（う蝕）（%）	1人平均う歯数（本）	う歯のない人	う歯罹患型			
								O（人）	A（人）	B（人）	C１（人）	C２（人）
H31	220	217	98.6	50	148	23.0	0.68	167	41	8	0	1
R2	197	195	99.0	40	133	20.5	0.68	155	32	6	0	2
R3	182	179	98.4	25	94	13.9	0.53	154	13	12	0	0
R4	213	212	99.5	27	89	12.7	0.42	185	24	3	0	0
R5	190	189	99.5	26	104	13.7	0.55	163	16	5	0	5

〔う歯罹患型〕

O　型 ：虫歯がない者
A　型 ：上顎前歯のみ又は臼歯のみに虫歯のある者
C １型 ：下顎前歯に虫歯のある者
B　型 ：上顎前歯及び臼歯に虫歯のある者
C ２型 ：下顎前歯やその他にむし歯のある者

[グラフ 1]　う歯保有率の比較／3 歳児

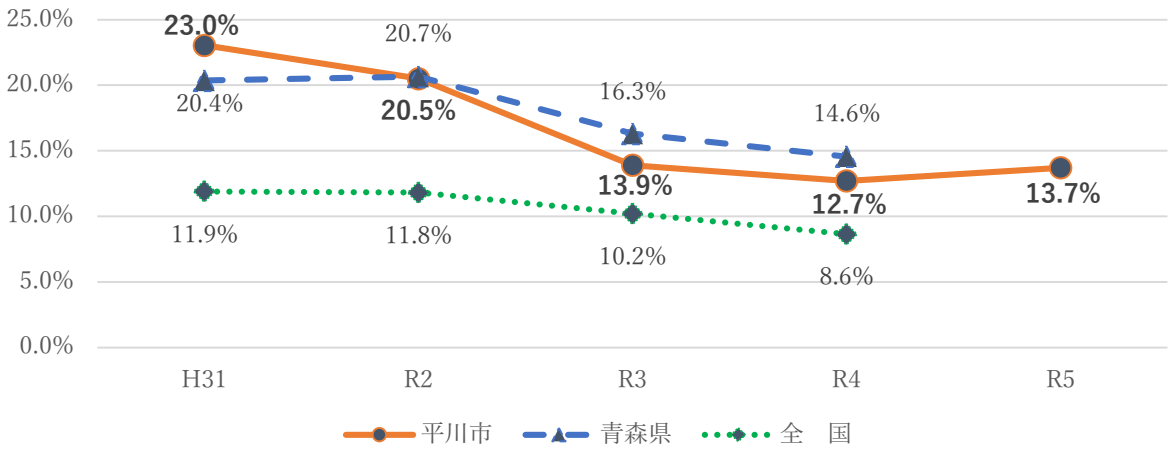

[グラフ 2]　1 人平均う歯数の比較／3 歳児

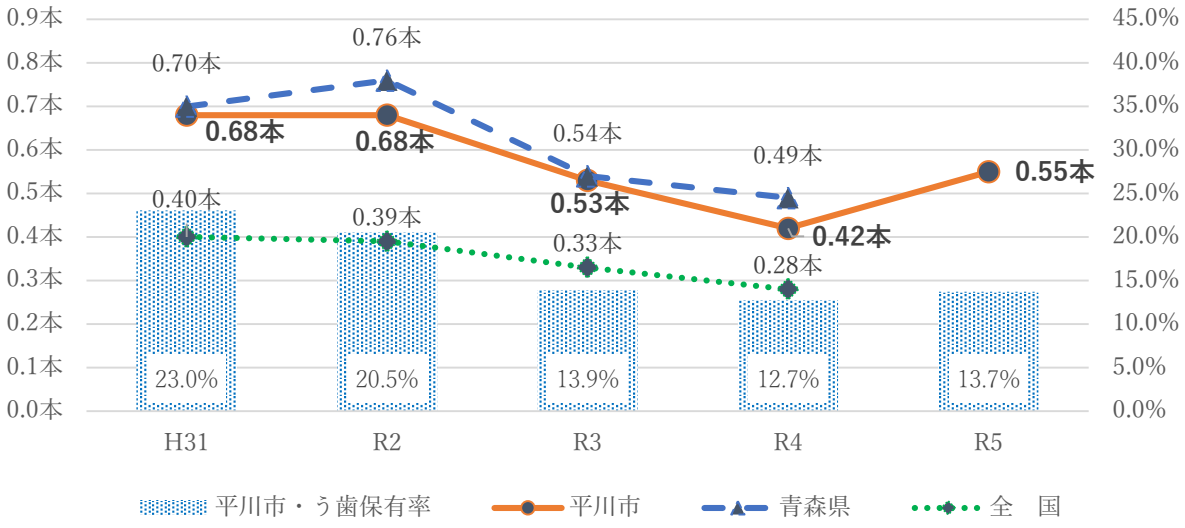

（6）精神発達精密健康診査

精神発達精密検査事業は、乳幼児の疾病や障がいの早期発見、早期支援を行い、幼児期の健康の保持増進を図る事業です。

健康診査等において、言語発達遅滞疑いや多動等で、より精密に健康診査を行う必要がある幼児に対しては、知能検査や言語発達検査等の精神発達精密健康診査を実施しています。

令和 5 年度は 8 人の幼児が参加し、医療機関への受診、療育機関の紹介をしました。

■実施回数と参加状況（令和５年度）

区分		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	合計
参加者数	新 規	2人	0人	1人	1人	1人	2人	7人
	継 続	0人	1人	0人	0人	0人	0人	1人
合　　計		2人	1人	1人	1人	1人	2人	8人

（7）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結び付けるための事業です。

生後 4 か月までの乳児がいる家庭に助産師又は保健師が訪問しています。

■実施状況等

年度	対象	訪問戸数	訪問率	訪問時期		ケース検討会議回数
				4 か月未満	4 か月以降	
H31	147人	147戸	100.0%	147人	0人	2回
R2	158人	157戸	99.4%	156人	1人（長期入院）	4回
R3	165人	162戸	98.2%	162人	0人	3回
R4	157人	154戸	98.1%	154人	0人	11回
R5	149人	148戸	99.3%	147人	1人（長期入院）	4回

（8）「エジンバラ産後うつ病」スクリーニング

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）で助産師又は保健師が訪問した際に、産婦に対して、産後うつ病スクリーニング等を行い、産婦の精神的状況や、赤ちゃんへの気持ちを把握し、適切な支援を行っています。また、育児不安やうつ傾向が強い産婦については、ケース検討会議を開催し、乳幼児虐待の発生予防や早期発見につなげています。

■実施状況等

年度	対象者数	実施者数	実施率	ＥＰＤＳ得点（エジンバラ産後うつ病）			ボンディング得点（赤ちゃんへの気持ち）			ケース検討会議開催回数
				0～8	9～16	17～	0～6	7～11	12～	
H31	147人	146人	99.0%	144人	2人	0人	146人	0人	0人	2回
R2	158人	156人	99.0%	153人	2人	1人	156人	0人	0人	4回
R3	165人	164人	99.4%	161人	1人	2人	163人	1人	0人	3回
R4	157人	154人	98.1%	143人	9人	2人	152人	1人	1人	11回
R5	149人	148人	99.3%	145人	2人	1人	145人	2人	0人	4回

〔エジンバラ産後うつ病（ＥＰＤＳ）〕

①9 点以上がハイリスク

②8 点以下でも質問項目「10」が 1 点以上でハイリスク

〔赤ちゃんへの気持ち（ボンディング）〕

①7 点以上がハイリスク

②6 点以下でも質問項目「3・5」が 1 点以上でハイリスク

（9）すくすく広場

すくすく広場は、妊婦及び子育て中の方が、健やかな子どもを安心して生み育てることができるよう支援する事業です。

育児や離乳食の進め方を学び、子どもの発達や発育、子育てに対する不安や悩み等の相談を行うほか、絵本の読み聞かせや親子遊び等を実施しています。

■実施状況（離乳食教室と子育て相談を同時開催）

開催回数	内　　容	延べ参加人数				
		H31	R2	R3	R4	R5
12 回	・身体測定 ・個別相談 ・親子遊び（市内こども園保育士による親子ふれあい遊び、絵本の読み聞かせ等） ・離乳食講話	245人	66人	66人	103人	191人

（10）妊婦相談事業

妊婦相談事業は、妊婦の身体的・精神的な負担軽減を図るため、相談等を行う事業です。

母子健康手帳交付時に助産師による面接や電話で相談を行っています。希望がある妊婦や気になる妊婦には、助産師による妊婦訪問を実施し、身体的・精神的負担の軽減を図ったり、産前産後支援事業への参加を呼びかけています。

■実施状況等

区分	H31	R2	R3	R4	R5
相談人数	161人	159人	153人	147人	152人

（11）乳幼児栄養相談事業

乳幼児栄養相談事業は、乳幼児期の食事・栄養に関する不安を軽減するため、乳幼児健診や訪問等の機会を通じて相談を行う事業です。

各乳幼児健診等の機会を通じて相談を実施することで、食事や栄養に関する相談に適切に即時対応できることから、保護者の不安の軽減につながっています。

■実施状況等

区分	H31	R2	R3	R4	R5
相談人数	318人日	271人日	271人日	363人日	372人日

（12）産前産後支援事業

産前産後支援事業は、妊産婦及びその夫を対象に、妊娠～出産～産後～子育てのそれぞれの機会を捉え、切れ目なく支援を行う事業です。

本市では、パパママ教室、産前産後ケア、ぷれｍａｍａのお産教室、産後ｍａｍａの子育て教室の４つの事業を実施しています。

■実施状況等

区分	H31	R2	R3	R4	R5
参加人数	190人	119人	170人	191人	204人

①パパママ教室

共働き家庭が増える中、父親の積極的な子育て参加を啓蒙し、子育ての関わり方や育児基礎知識、子育ての楽しさ、喜びを夫婦で分かち合うことを目的として、父親参加型の子育て教室を実施しています。

■実施状況等（令和５年度）

実施回数	実施内容	参加者	参加者数（内訳）				
			妊婦	産婦	乳児	夫	幼児
1回目	(1)お産の経過について (2)妊婦疑似体験 (3)沐浴、抱き方など (4)ストレッチ体操	16人	8人	0人	1人	7人	0人
2回目		15人	7人	0人	0人	7人	1人
3回目		26人	11人	0人	0人	11人	4人
計		57人	26人	0人	1人	25人	5人

②産前産後ケア

妊婦及び産後１年未満の方を対象に、母乳育児の支援、心理的支援等を目的に、個別に授乳の指導及び母乳ケア、身体ケア、育児相談を実施しています。

■実施状況等（令和５年度）

参加者数	参加回数別		妊産婦区分別		年代別				出産歴別	
	1回	2回以上	産婦	妊婦	10代	20代	30代	40代	初産	経産
123人	21人	102人	118人	5人	0人	26人	93人	4人	55人	68人

③ぷれｍａｍａのお産教室

妊婦期からの仲間づくりとセルフケアを学び、妊娠期を安心して過ごし、これから出産後のイメージを持てるよう、お産教室を開催しています。

■実施状況等（令和５年度）

開催回数（月1回）	参加者数(実人数)	年代別				出産歴別	
		10代	20代	30代	40代	初産	経産
12回	24人（14人）	0人	2人	9人	3人	11人	3人

④産後ｍａｍａの子育て教室

産後うつのリスクが高まるとされる産婦の育児不安の解消や心のケアをするとともに、同じ月齢の子を持つママ同士の交流により孤独感や不安感の軽減へつなげ、楽しく育児に取り組めるようサポートすることを目的として、身体ケア、赤ちゃんの発達過程や育児のポイントを学習する教室を開催しています。

■実施状況等（令和４年度）※令和５年度は産前産後ケアの回数増のため未実施

開催回数	参加者数(実人数)	月齢別				出産歴別	
		0～1か月	2か月	3か月	4か月	初産	経産
2回	3人（3人）	1人	2人	0人	0人	2人	1人

（13）喫煙･飲酒･薬物乱用防止事業

喫煙・飲酒・薬物乱用防止事業は、喫煙や受動喫煙、飲酒、薬物乱用等による健康への悪影響に対する理解を深め、問題行動の抑制を図る普及啓発事業です。

妊娠届出時に指導を行っています。

■実施状況等

区分	H31	R2	R3	R4	R5
指導人数	160人	159人	153人	147人	170人
妊娠中の飲酒者の割合	0.0%	2.5%	1.3%	1.4%	1.9%
妊娠後も喫煙している割合	1.3%	0.0%	2.0%	0.0%	0.7%

（14）未就学児指導教室（幼児サポート教室）

ことばの発達や生活習慣の確立を手助けすることを目的に、言葉の発達に対する指導、適応指導、教育相談等を行っています。

■実施状況等

区分	H31	R2	R3	R4	R5
療育指導	501件	409件	409件	285件	406件
教育相談	31件	47件	35件	29件	43件
合計	532件	456件	444件	314件	449件

（15）思春期保健事業

思春期教室事業は、思春期保健の向上に資するために、思春期の子どもや保護者に対して、思春期の特徴や心と体の発達等に関する正しい知識の普及を図ることを目的とした事業です。

市内小中学校において、医師による講演を実施しています。

■実施状況等（令和５年度）

実施場所	対象	内容	参加者数			
				生徒	保護者	教職員等
平賀東中学校	全学年	産婦人科医師による命の大切さ、妊娠の仕組み、性感染症、生理等に関する講話	156人	138人	0人	18人
平賀西中学校	３年生		108人	100人	0人	8人
尾上中学校	３年生		62人	57人	0人	5人
碇ヶ関中学校	３年生		17人	12人	0人	5人
参加者合計			343人	307人	0人	36人

（16）要保護児童対策地域協議会

要保護児童対策地域協議会は、地域や関係機関、関係団体が一体となって、児童虐待や非行・犯罪の未然防止、早期発見、早期対応及び再発防止を図るとともに、児童の健全育成に向けた施策を総合的に推進するためのネットワークシステムです。

要保護児童対策地域協議会を設置するとともに、子育て健康課に家庭相談員を配置、代表者会議や実務者会議又は個別ケース検討会議を開催し、適切な支援へつなげています。

■開催状況

会議名	H31	R2	R3	R4	R5
代表者会議	1回	1回	1回	1回	1回
実務者会議	4回	4回	4回	4回	4回
個別ケース会議	10回	8回	11回	9回	7回

■児童虐待の状況

区分	H31	R2	R3	R4	R5
児童虐待による死亡数	0人	0人	0人	0人	0人
市町村における児童虐待相談対応件数	15件	8件	16件	17件	19件

第３章
計画の基本理念及び施策の展開

第３章　計画の基本理念及び施策の展開

１　基本理念

地域社会みんなで支えあい、子どもを生み育てることに喜びを感じるまちづくり

子どもとその親がいきいきと生活し、子育てが楽しいと感じられるまち・平川市を目指します。子どもは家庭の希望であり、全ての子ども一人一人の幸せは社会全体の願いであり、健やかに成長することは地域全体の喜びです。

子どもは「平川に生まれ育ってよかった」、親は「平川で子育てして安心」と思えるまちを実現するため、家庭はもとより、地域・事業者・行政など、社会全体が協力して、子どもを生み育てることが喜びとなるまちを目指します。

また、地域社会が保護者に寄り添い、保護者が出産や育児の不安を乗り越え、悩みを解決しながら親として育ち、子どもを生み育てることを喜びとして、安心していきいきと子育てが楽しめるような環境づくりを進めます。

全ての子どもが、笑顔で輝き、子育て世代が安心して子育てができるよう、地域社会みんなで支えあい、子どもを生み育てることを喜びに感じるまちを目指していきます。

本計画では、第２期計画の取組を更に充実・発展させるため、第２期計画の基本理念「地域社会みんなで支えあい、子どもを生み育てることに喜びを感じるまちづくり」を継承します。

2 基本目標

本計画の推進に当たっては、第２期計画と同様に、これまで次世代育成支援の推進に向け取り組んできた「平川市次世代育成支援行動計画」の基本方針や成育医療等基本方針の内容を踏まえ、以下の５つを基本的な目標として子育て支援施策を推進していきます。

基本目標１「子どもが笑顔で育つ」まちづくり

子どもがいつも笑顔で暮らし、調和のとれた人格として成長できるように、学校をはじめ、家庭や地域などの教育環境の整備を進めます。また、子どもの持つ権利が最大限に尊重される社会の実現と、子どもの事故防止、被害防止などの推進、思春期の子どもの健全な発達など、子どもが安心して生活できるまちを目指します。

基本目標２「安心して子どもを生み育てることができる」まちづくり

子どもを育てる親が、仕事と家庭生活を両立するための環境整備として、男女が協力して子どもを育てられる環境を、企業と連携しながら整備していくとともに、心身ともにゆとりを持って子育てができるように、子育て情報の提供や育児相談の充実など、子育て中の親の負担の軽減に努めます。

基本目標３「地域で子どもを育てる」まちづくり

子どもや親の身近な生活の場である地域で、子どもを温かく見守り、育てていくことができるよう、子育て経験者、専門家、地域住民などによる子育て支援ネットワークづくりを進めます。また、地域活動や関係機関との協力により、子どもの周囲の有害環境対策や、子どもを見守る仕組みづくりを行うとともに、子育てに関する知識と情報の共有を図ります。

基本目標４「子どもと親、地域の子育てを支援する」まちづくり

多様な子育てニーズに対応するために、地域の社会資源を活用して保育サービスなどの充実を図ります。また、児童館や公民館、学校といった公共施設などの利活用による子どもの居場所づくりを進めるとともに、障がいのある子どもや、より支援が必要である家庭の子どもなど、細やかな対応に努めます。

基本目標５「子育て家庭が快適に暮らせる」まちづくり

子育て世代が快適に暮らせるよう、子育てしやすい住環境の整備を目指します。また、公共空間のバリアフリー化など、公共施設の整備を中心とした子育てしやすいまちづくりを目指します。

３　施策の体系

基本理念

地域社会みんなで支えあい、子どもを生み育てることに喜びを感じるまちづくり

４つの視点

≪視点１≫　子どもの視点
≪視点２≫　親の視点
≪視点３≫　地域からの視点
≪視点４≫　社会全体で支援する視点

基本目標	基本施策
基本目標１ **「子どもが笑顔で育つ」**まちづくり	(1)教育環境の整備 (2)子どもが子どもとして育つ権利の確保 (3)安全の確保 (4)思春期対策の充実
基本目標２ **「安心して子どもを生み育てることができる」**まちづくり	(1)仕事と家庭生活を両立するための環境整備 (2)育児ストレスの軽減 (3)親子の健康の確保
基本目標３ **「地域で子どもを育てる」**まちづくり	(1)子育て支援ネットワークづくり (2)子どもの周囲の有害環境対策 (3)子どもを見守る仕組みづくり
基本目標４ **「子どもと親、地域の子育てを支援する」**まちづくり	(1)保育サービスなどの充実 (2)子どもの居場所づくり (3)より支援が必要な家庭への配慮
基本目標５ **「子育て家庭が快適に暮らせる」**まちづくり	(1)子育てしやすい住環境の整備 (2)公共施設等の整備

具体的事業

４ 施策の展開

基本目標１「子どもが笑顔で育つ」まちづくり

【 基本施策：１－（１）教育環境の整備 】

子どもの発達段階に応じて、子どもの個性を生かし、生きる力を育むことができる教育環境を整備し、次代の平川市を担う人材を育成するとともに、家庭を持つことや子育てに夢を持ち、かつ、心身ともに子どもが健やかに育つ社会の実現を目指します。

①次代の親の育成

予想以上の少子化の進行や核家族化、男女共同参画の推進や女性の社会進出など、男女の役割に関する意識が大きく変化してきている一方で、社会に出て働く意欲の喪失や社会への順応ができずに家庭にひきこもったりする若者が増加するなど、親となるべき世代のライフスタイルや価値観が大きく変わってきています。

子どもが心身ともに健全に自立し、命を大切にできるように次代の親の育成を推進します。

また、教育部門を始めとして関係部署が連携を図り、子育てや就労を学習機会のテーマに取り上げるなど、様々な体験を通じた次代の親の育成に努めます。

②幼児教育の充実

幼児期はその後の人生の基盤をつくる重要な時期であり、次代の平川市を担う人材を育成するためには、集団生活を通して生活習慣や自主性、社会性を身に付けるなど、個人の発達に応じた対応が必要です。

教育・保育従事者の資質向上を図りつつ、教育・保育内容の充実に努めます。

また、幼児から小学校低学年に至る教育上、保育上の問題点を、一連の成長の流れの中で共通認識として捉え、より良い教育を実践するため、幼児期から学童期の関係者が広く連携して様々な情報交換などに努めます。

③学校教育の充実

全国的な少子化の進行で、本市においても今後さらなる児童生徒数の減少が予想されます。現在、少ない子どもに対して、教育環境を充実させようとするニーズが増大しつつあり、塾、習い事、スポーツクラブへの参加などが盛んになってきています。

一方では、若者の就業率の低下や家庭における教育力の低下などが指摘されており、学校教育と社会教育とが一体となった取組が必要です。

このような中、子どもたちが個性豊かに生きる力を育むため、教育内容及び指導方法の改善・充実を進めるとともに、学校施設、教育環境を整備していきます。

また、地域・家庭・学校がより一層の連携・協力を図るために開かれた学校づくりを進めるとともに、障がい児教育では、障がいの多様化などに伴い、児童・生徒一人一人のニーズに応じた特別支援教育体制の充実を進めます。

更に、社会的にも深刻な問題となっているいじめや不登校児について、気軽に相談できる場を充実させるなど、個別のケースに応じた対応に努めます。

④子どもの活動の場となる環境の整備

少子化の進行、塾や習い事の増加などにより、異年齢の子どもたち同士で遊ぶ機会が少なくなってきています。このような状況の中で、年齢差がある子どもたちが一緒に遊び、そして遊びを通して人づきあいや社会のルールを学んでいくことが難しくなっています。

学校以外でも、安全で利用しやすい児童館などを利用した地域の大人と子どもの地域交流機能の充実に努めます。

【 基本施策：1－（2）子どもが子どもとして育つ権利の確保 】

子どもの意見が社会に反映される環境を整備し、子どもの人権が最大限尊重され、かつ、健全に育成される社会の形成を目指します。

①子どもの権利条約の普及

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」（1989 年、国連総会で採択）は、前文と本文 54 条からなり、大きく以下の 4 つの権利を定めています。（子どもの権利条約 日本ユニセフ協会抄訳）

・生きる権利

防げる病気などで命を奪われないこと。病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

・育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

・守られる権利

あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。障がいのある子どもなどは特別に守られることなど。

・参加する権利

自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり自由な活動を行ったりできることなど。

子どもが、幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で健全に成長できるように、この条約の内容が子どもだけでなくその親や学校教育現場、そして、社会全体に対しても一層浸透するよう普及啓発を進めるとともに、様々な機会を活用して、子どもの権利に対する市民意識の向上に努めます。

そのため、広報紙や市のホームページなどを活用した情報提供と、各種学習機会や地域での行事を活用した普及啓発を図ります。

【 基本施策：1－（3）安全の確保 】

交通安全や犯罪被害の防止、あるいは虐待防止やＤＶ被害防止を推進するとともに、万が一被害に遭った子どもについては適切に支援し、子どもの安全の確保を目指します。

①交通安全の確保

子どもの交通事故を防ぐため、子ども一人一人が交通ルールを身につけ、守ることができるように交通安全教育を充実するとともに、全市民の交通安全意識・交通安全マナーの向上及び安全に配慮した道路整備を図ることが必要です。

運転者・歩行者及び自転車利用者を対象とした交通安全教育・啓発の推進など、事故の未然防止に努めます。

②犯罪被害の防止

子どもの安全を確保するため、犯罪被害などの実態把握に努めるとともに、防犯協会や地域、警察などと連携し、安全指導の一層の充実を図ります。

また、子どもの安全に関する地域での取組が広まってきており、今後も学校、地域、関係機関が緊密に連携し、子どもの安全を守る取組を進めることに努めます。

③被害に遭った子どもたちへの適切な支援

近年、全国的に子どもが犯罪などの重大事件や虐待、ＤＶ被害などに巻き込まれることが多くなっており、被害に遭った子どもたちや直接被害に遭わなくても、事件の影響を受け精神的・身体的に変調をきたす子どもたちが少なからず見られます。

本市においても、子どもの被害防止に努めるとともに、こうした子どもたちに対し、関係機関が連携・協力して、速やかに適切な保護と支援を図ります。

【 基本施策：１－（４）思春期対策の充実 】

思春期になると、朝食の欠食などの食習慣の乱れや思春期やせ症に加え、性に関する問題等、心と体の健康問題も生じてきます。また、インターネットや携帯電話の普及等による情報の氾濫など、現代社会特有の様々な環境にさらされ、心身ともに不安定になりやすくなっています。

思春期の子どもたちに対して、食生活や性に関する正しい知識の普及や相談体制の充実を図るとともに、中高生と乳幼児が実際に触れ合うことのできる場を提供するなど、子どもが健全に自立かつ成長し、人間性が豊かな次世代の親となることができるように努めます。

①正しい知識の普及啓発

近年、薬物乱用、喫煙や飲酒、更に過度のダイエットなどによる心身への影響が懸念されています。

思春期の子どもが、心と体の発達や健康に対する正しい理解を深め、問題行動を抑制できるよう、各種の教育機会や地域での行事を通じた普及啓発に努めます。そのため、県と連携して、ポスターやパンフレットの配布を行うとともに、学校や町会などの関係機関・団体が連携し、各種の普及啓発を図ります。

基本目標２「安心して子どもを生み育てることができる」まちづくり

【 基本施策：２－（1）仕事と家庭生活を両立するための環境整備 】

家事・育児の負担が母親に重くのしかかっていることや母親の育児不安・ストレスなどが、出産への切実な影響を及ぼしている現在、男女が家庭や地域、職場とのバランスの取れた生活を実現できるように、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進など、市民全体の意識啓発と労働環境の整備を目指します。

また、これらの整備と同時に、共働きなどの保護者が安心して働きに出かけられるよう、親が留守となる家庭の子どもを対象とする保育サービスの充実を目指します。

①父親の意識改革

子育て家庭での問題の一つとして、父親が仕事で忙しく、家族と一緒に食事をするなど、子どもとゆっくり過ごす時間が持てないことなどが挙げられます。その結果、子育ての大部分を母親が担うことになり、母親が子育てについて負担や孤独感を感じることになります。

多くの男性が持っている「家庭よりも仕事を優先する」というこれまでの働き方を見直し、子育ての役割分担を図り、家庭と仕事が両立できるように、各種講演会や広報紙などにより、男女共同参画社会実現のための意識啓発を推進します。

②事業主や職場環境の意識改革と環境整備

職場の中には、育児のために残業をしない人や休暇を取得する人を理解しない環境があることから、事業主や労働者を含めた職場環境の意識改革と育児休業取得が円滑に進むよう環境整備を図るための活動を推進します。

また、非正規雇用社員の増加や雇止めといったことが、若い人の結婚観や出産希望に大きな影響を及ぼすと思われるため、次世代育成支援対策推進法で定められた「一般事業主等行動計画」や「特定事業主行動計画」の策定を通した環境づくりを促進するとともに、育児休業制度や労働時間の短縮などの就労環境が定着するよう、普及啓発に努めるとともに、関係機関への働きかけを行っていきます。

③育児休業からの復帰時などの安定就労の確保

出産や育児によるキャリアの中断が、仕事復帰の妨げとならないよう、男女共同参画を推進することにより安定就労の確保に向けた環境整備に努めます。

また、女性の社会参画促進のため各種活動の推進と子育て中の女性のための就労機会の確保に努めます。

④保育の充実

共働きなどにより保護者が留守となる家庭の子どもたちのために、安心して子どもを預けられる保育サービスの充実を図るとともに、幼稚園での預かり保育、放課後児童クラブの充実に努めます。

【 基本施策：２－（２）育児ストレスの軽減 】

少子化や核家族化の進行、また、地域における人間関係の希薄化により、育児の孤立化や育児に対する不安を感じている親が多くなっています。

子育てに対する精神的・身体的な負担感からくるストレスの軽減と、育児が楽しめる環境づくりを目指します。

①相談体制の充実

地域における近所づきあいの減少や育児情報の氾濫、相談相手がいないなどにより、子育て中の母親が一人で多くの不安を抱え込むことが、育児ストレスや子どもへの虐待の原因となる場合があります。

そのため、地域子育て支援拠点施設等で子育て中の親同士の子育てサークル活動の支援、電話や相談の場などの各種相談体制の充実を図ります。

②親の休息の確保

子育ては 24 時間、年中休みがなく、特に乳幼児期の母親などは、授乳などにより十分な睡眠を確保することも難しい状態にあります。また、専業主婦は、働いている母親よりも、子どもと母親の関係だけで長時間過ごすことになり、ストレスを発散させにくいという状況があります。

子育てストレスの軽減のため、親の休息の確保を図る子どもの一時預かり環境の充実に努めます。

【 基本施策：２－（３）親子の健康の確保 】

妊娠から乳幼児期までの細やかな母子保健対策が必要であり、親子に係わる各種健診や健康相談を実施し、親子の健康を確保するとともに、バランスのとれた食事やたばこの害、適正体重の保持など健康づくりに対する支援を行い、安心して子どもを生み育てるための環境づくりを目指します。

①健診などの充実

安心して出産・子育てができるような支援体制を今後も充実させるとともに、子どもの健全な発達を促すための活動を推進します。

そのため、妊産婦や乳幼児のための各種健康診査や親子の健康づくりなどの活動を推進します。

②食育の推進

子どものときの生活習慣、特に食習慣についてはその後の成長などに大きな影響を与えます。このことは、生涯に渡って影響すると考えられることから、健康的な食習慣を早くから身に付けることが大切です。

そのため、平川市食育推進計画には、「バランスのとれた食事作りの普及・啓発」や「子育て家庭における食育」、「保育所や学校等における食育」などを盛り込み、ライフステージや暮らし方に対応した食育を推進します。

このほかにも、地域や企業、行政などが連携して健康づくりをすすめ、食の大切さを啓発していきます。

③小児医療の充実

小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児がいつでも安心して医療サービスが受けられるよう、広域的診療体制の確立に努めます。

基本目標３「地域で子どもを育てる」まちづくり

【 基本施策：３－（1）子育て支援ネットワークづくり 】

地域住民などによる子育て支援ネットワークの形成を図り、主体的に子育てに係わる地域社会の形成を目指します。

①地域全体で子育てする意識の普及啓発

近年、核家族化の進行や父親の仕事中心の生活様式、町会などの地域とのつながりの希薄化などを背景に、育児をする母親が孤立化する傾向にあります。

もともと子育ては、地域社会の互助を前提として行われてきたことから、地域がかつて有していた子育て力を再生し、家庭と地域が連携して子育てを行うことが必要です。一方、地域においても、自分の子育てが終了して、若い母親の子育てを応援したいという人々も潜在し、ファミリーサポート事業への参加希望者も見られます。

今後は、地域が自ら子育ての役割の一部を担うことができるように、広報紙などによる普及啓発により、地域全体で子育てをするような意識の醸成を図ります。そのため、福祉・ボランティア教育などの啓発活動の充実や市民との協働のまちづくりの情報提供を図ります。

②子育てボランティアや団体の育成、支援

高齢化社会を迎え、地域には元気な高齢者が数多く住んでおり、その豊かな人生経験を社会に還元したいと望んでいる傾向があります。その中には、自分の子育ての経験を生かして、子育て家庭の支援をしたいと考えている住民もいますが、その力をどうやって活用していいのか分からず、十分生かされていません。

そこで、地域の持つ潜在的な子育て力を現実の活動として顕在化させるために、活動を推進する人材や組織を育成、支援し、子育て経験者・高齢者なども含めた住民参加によるネットワークづくりを推進します。

【 基本施策：３－（2）子どもの周囲の有害環境対策 】

関係団体やＰＴＡ、地域住民などと相互連携し、関係業界などに対し、自主的な環境整備について協力を求め、地域全体で子どもの周囲の有害環境の改善を目指します。

①関係団体などとの相互連携

関係機関・団体やＰＴＡ、ボランティアなどの地域住民と相互連携し、有害な商品の未成年者への販売規制などを関係業界へ要請していきます。

【 基本施策：３－（3）子どもを見守る仕組みづくり 】

各団体との情報交換などによる情報の共有や地域の見まわり活動を推進し、地域全体で子どもを見守る環境づくりを目指します。

①子育てに関する知識と情報の共有

地域が子どもを見守る仕組みをつくり、維持するため、現代の子どもの意識などの子育てに関する知識や情報の共有化、啓発を推進します。

そのため、各種会議やパンフレットなどを活用し、子ども 110 番の家、防犯協会などの各種団体の情報交換や連携強化を図り、市民と行政との子育てに関する知識・情報（各種相談の場、子育てサークルなどの子育て支援情報など）の共有化に努めます。

②地域の見まわり活動の推進

子どもたちの非行を防止するためには、地域の大人たちが子どもたちに挨拶や声かけを積極的に行うことが有効であることから、地域の大人と子どもとの信頼関係を築くためにも、挨拶や声かけ活動を推進します。

基本目標４「子どもと親、地域の子育てを支援する」まちづくり

【 基本施策：４－（1）保育サービスなどの充実 】

近年、親の就労状況の変化などに伴い、保育サービスも多様な内容の提供が求められています。このような中で、子育てに関しては、官民の役割分担を図りながら、保育などに係る体制の整備及び保育サービスに係る情報並びに相談体制の提供を目指します。

①多様化する保育ニーズへの対応

近年、女性就業の増加に伴い保育ニーズが多様化しています。

本市では、保育定員の弾力化、一時預かり保育、休日保育の拡充、障がい児保育の充実、病児・病後児保育の実施など、特別保育についての需要も多いことから、引続き充実を図っていきます。

更に、就学前の保育だけでなく、就学後の学童保育（放課後児童クラブ）の環境整備も進めていき、子どもの成長に応じた子育て支援の充実を図ります。

②子育て支援サービスの充実

少子化や核家族化の進行、また地域における人間関係の希薄化により、育児に対する孤立感や不安感を抱く親が増加しており、家庭と地域が一体となって社会全体で子育てを支援していくことが求められます。

当市では、在宅育児をサポートするため、子育て相談や親子による遊び場の提供を行う地域子育て支援拠点施設を８か所設置していますが、今後もこれらの機能の充実に努めていきます。

【 基本施策：４－（2）子どもの居場所づくり 】

既存の社会資源等を最大限活用しながら、各種イベントなどの実施を支援し、子どもの居場所づくりや親と子の触れ合いの機会の創出を目指します。

①社会資源の活用

近年、共働きの家庭が増える中で、放課後や休日に子どもだけで家にいる場合も見られ、子どもの居場所づくりが求められています。また、地域で子育て家庭が孤立化しないように、子どもだけでなく親子で一緒に活動できる場、あるいはほかの親子と子育てに関する情報交換や相談等が定期的にできる場の確保も求められています。

このような、子どもの居場所づくりと子育てに係わる各種活動の機会の創出に当たっては、児童福祉施設の整備のほか、児童館や公民館など、既存の社会資源の活用も図っていきます。

【 基本施策：４－（3）より支援が必要な家庭への配慮 】

ひとり親家庭や障がい児をもつ世帯及びその児童等への支援を行い、全ての子育て家庭が子育てしやすい環境を整備するとともに、児童虐待やＤＶ防止体制の充実を目指します。

①ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭は、母子家庭・養育者等では経済的状況において、また、父子家庭では日常生活において、育児が困難な状況が多く見られ、そのための就業支援や日常生活支援が求められています。

今後もひとり親家庭等に向けた、日常生活支援や相談体制の充実を図ります。

②障がい児への支援体制の充実

国連の児童権利宣言や子どもの権利に関する条約にもあるとおり、子どもは心身ともに健全に育つ権利を保障されるべきものであり、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいの有無にかかわらず、誰もが、当たり前に安心して生活できる地域社会を形成することが、社会全体に広く理解されています。

障がい児の自立と社会参加に向けては、各人に応じた細かい支援体制が求められており、また、乳児期、就学前、学齢期、青年期、そして成年期というライフステージに応じた一貫した支援が必要とされています。そして、子ども本人への支援はもちろんのこと、障がい児をもつ両親の精神的・身体的負担は多大なものがあり、両親に対する精神的・身体的なケア、すなわち一時的な休息の支援も重要となっています。

障がいの早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断などの実施、家庭児童相談事業、障がい児保育をはじめとする各種支援体制の充実を図ります。

③児童虐待及びＤＶ防止体制の充実

児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えます。近年、我が子への虐待やＤＶの問題が、社会的な問題として顕在化しており、Ⅰ「虐待の発生予防」からⅡ「早期発見・早期対応」、更には虐待を受けた子どものⅢ「保護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な体制の充実に努めます。

Ⅰ「虐待の発生予防」　生後４か月までの全戸訪問などで子育て中の親と交流
Ⅱ「早期発見・早期対応」地域のネットワークなどで問題家族の発見
Ⅲ「保護・自立支援」　児童相談所などとの密接な情報交換と自立支援

基本目標５「子育て家庭が快適に暮らせる」まちづくり

【 基本施策：５－（1）子育てしやすい住環境の整備 】

子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりのある住宅を確保することが必要であることから、官民が協働して子どもの養育及び成長に適した住宅を確保できるように、子育て家族が安心して快適に暮らせる生活環境の整備を目指します。

①住環境等の整備

子どもが安心して遊べる公園や児童福祉施設等を確保するなど、子どもを取り巻く住環境等の整備に努めます。

【 基本施策：５－（2）公共施設等の整備 】

地域で子どもの居場所となる児童福祉施設などの公共施設等の中には、建築年が古く、老朽化してきているところもあり、適切に施設整備等を進めていきます。また、駅や公共施設、歩道などのバリアフリー化を進めるなど、人に優しいまちづくりを目指します。

①公共空間のバリアフリー化等の推進

妊産婦や乳幼児を連れた親など、全ての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公的建築物の段差の解消など、バリアフリー化の推進を図ります。

また、子どもを連れて、安心して外出できるように、子育てしやすい公共空間の整備を進め、温かみのあるまちづくりに努めます。

第４章
量の見込みと確保方策

第４章　量の見込みと確保方策

1　教育･保育提供区域

（1）教育･保育提供区域とは

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

（2）教育･保育提供区域の設定の考え方及び設定

本市では、現在の提供体制で教育・保育の需要におおむね対応できる状況にあります。入所状況も地域横断的な利用も多く、施設の創設等の緊急整備の必要な地域もないことから、市内全域を１つの区域と設定します。

2　施策目標

地域子ども・子育て支援事業等については、本計画により実施していきますが、ニーズ調査による量の見込みのない事業なども含め、今後も利用者のニーズの把握に努め、必要に応じて各種事業に取り組んでいきます。

（1）	施設型給付事業

①教育･保育施設（幼稚園･認可保育所･認定こども園）

施設型給付事業は、就学前の児童に対し、幼稚園や認可保育所、認定こども園で教育・保育を行う事業です。教育・保育施設を利用するためには、市から支給認定を受ける必要があります。

幼稚園とは、保護者の就労状況にかかわらず３歳から入園することができる、県の認可を受けた、学校教育法に基づく教育機関です。

認可保育所とは、保護者の就労や病気などで、家庭で子どもを見ることができない場合に、保護者の代わりに保育をする県の認可を受けた施設です。

認定こども園とは、就学前教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する枠組みとして、幼稚園機能と保育所機能を併せ持ち、地域における子育て支援機能を果たすことが義務付けられている県の認可を受けた施設で、幼保連携型・幼稚園型・保育所型があります。

認定区分	対象者	給付の内容	対象施設・事業
１号認定	満３歳以上の教育を希望する就学前の子ども	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
２号認定	満３歳以上の保育を必要とする就学前の子ども	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
３号認定	満３歳未満の保育を必要とする就学前の子ども	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育事業など

※就労時間などにより、利用できる時間が異なります。

保育短時間　　：　最長８時間

保育標準時間　：　最長 11 時間

【取組の方向】

現在、本市では待機児童が発生していない状況ですが、就労形態の多様化などに伴う多種多様な保育ニーズに対応し、今後も待機児童が発生しないように定員枠の確保等に努めていきます。

■教育・保育施設の量の見込みと確保方策

設定区分			R６	R７	R８	R９	R10	R11
A. 量の見込み			925 人	965 人	950 人	919 人	893 人	864 人
	１号認定	３歳以上	84 人	91 人	91 人	87 人	85 人	82 人
	２号認定	３歳以上	469 人	461 人	461 人	444 人	431 人	415 人
	３号認定	０歳	54 人	96 人	94 人	92 人	90 人	87 人
		１歳	149 人	149 人	146 人	142 人	138 人	134 人
		２歳	169 人	168 人	158 人	154 人	149 人	146 人
B. 確保方策			925 人	965 人	950 人	919 人	893 人	864 人
	１号認定	３歳以上	84 人	91 人	91 人	87 人	85 人	82 人
	２号認定	３歳以上	469 人	461 人	461 人	444 人	431 人	415 人
	３号認定	０歳	54 人	96 人	94 人	92 人	90 人	87 人
		１歳	149 人	149 人	146 人	142 人	138 人	134 人
		２歳	169 人	168 人	158 人	154 人	149 人	146 人
差 異 （B -A）			０人	０人	０人	０人	０人	０人

（2）　地域型保育給付事業

地域型保育給付事業は、国が定める最低基準に適合した保育施設で保育を行う事業です。事業を行うためには、市の認可が必要となります。

原則として３歳未満の保育認定（3 号認定）の子どもが対象となり、「小規模保育事業・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業」があります。

①小規模保育事業

定員 6 人～19 人で、比較的小規模な家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細やかな保育をするサービスです。

②家庭的保育事業

定員が５人以下で保育者の家庭などで子どもを保育するサービスです。

③居宅訪問型保育事業

ベビーシッターのような保育者が、子どもの家庭で保育するサービスです。

④事業所内保育事業

企業などが、主に従業員用に運営する保育施設です。ただし、地域枠（地域の保育を必要とする子どもが対象）を設けることが必要となります。

【取組の方向】

現在、本市には地域型保育給付事業を行っている事業者はありませんが、地域の保育需要の増大及び利用者のニーズ量を考慮しながら、必要に応じて事業の実施に努めます。

（3）　相談支援事業

①利用者支援事業

【取組の方向】

本市では、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や児童福祉に関する様々な相談等に円滑に対応するため、こども家庭センターを開設し、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目なく支援します。また、地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行います。

支援の実施に当たっては、子育て家庭及び妊産婦の個別ニーズを把握し、関係機関と連携して教育･保育施設及び地域の子育て支援事業等の情報を集約し、提供します。また、職員研修等により、支援者の養成と資質向上に努めます。

■利用者支援事業の確保方策

設定区分	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
B.確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

②妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して面談等により、妊娠期から切れ目ない支援を配慮し情報提供や相談等を行う事業です。

【取組の方向】

妊婦に対する健康診査を始め、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導を推進し、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療の提供を支援していきます。

■妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保方策

設定区分		R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
A.量の見込み	妊娠届出数	152 人	141 人	139 人	135 人	131 人	128 人
	1組当たり面談回数	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回
	面談実施合計回数	456 回	423 回	417 回	405 回	393 回	384 回
B.確保方策	こども家庭センター	456 回	423 回	417 回	405 回	393 回	384 回
差異(B-A)		0 回	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回

③地域子育て支援拠点事業

【取組の方向】

本市では、市内に８か所ある「子育てひろば」において、親と子が気軽に集い、交流し、親も子どももともに学び、成長していくことができる場や機会を一層充実させ、子育ての不安感等の緩和に努めます。また、地域の関係機関や子育て支援団体などとの連携を図り、地域全体で子どもの育ち・親の育ちを支援していきます。

■地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策

設定区分	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
A. 量の見込み	942 人日	907 人日	892 人日	865 人日	840 人日	814 人日
B. 確保方策	942 人日	907 人日	892 人日	865 人日	840 人日	814 人日
差異(B-A)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

④親子関係形成支援事業

親子関係形成支援事業は、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク等を通じて情報の提供、相談及び助言を実施する事業です。

【取組の方向】

保護者を対象に、講義やグループワークを通じ児童とのより良い関わり方を学ぶ、ペアレント・プログラムを実施していきます。

■親子関係形成支援事業の量の見込みと確保方策

設定区分	R7	R8	R9	R10	R11
A. 量の見込み	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
B. 確保方策	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
差異(B-A)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

（4）訪問事業

①乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【取組の方向】

子育てに関する情報提供や保護者から育児に関する話をお聴きすることで、育児の孤立化を防ぎ、安心して子育てができ、赤ちゃんが健やかに成長できるように支援します。訪問以降も継続して支援が必要な家庭には、助産師又は保健師と関係課が連携し支援していきます。

■乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策

設定区分		R５実績	R７	R８	R９	R10	R11
A. 量の見込み	訪問件数	148 件	145 件	141 件	139 件	135 件	131 件
	訪 問 率	100%	100%	100%	100%	100%	100%
B. 確保方策	訪問件数	148 件	145 件	141 件	139 件	135 件	131 件
	訪 問 率	100%	100%	100%	100%	100%	100%
差異(B-A)	訪問件数	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	訪 問 率	0%	0%	0%	0%	0%	0%

②養育支援訪問事業

【取組の方向】

妊娠や子育てに不安を持っている方や産後うつ状態の方等に対し、助産師や保健師による訪問を実施し、支援が必要な方にはサポートプランを作成する等各関係課や関係機関と連携を図りながら事業を展開していきます。

■養育支援訪問事業の量の見込みと確保方策

設定区分	R５実績	R７	R８	R９	R10	R11
A. 量の見込み	4 人	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人
B. 確保方策	4 人	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人
差異(B-A)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

③子育て世帯訪問支援事業

子育て世帯訪問支援事業は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を、訪問支援員が訪問し、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

【取組の方向】

妊娠届出、出産届、窓口等での相談を受けた場合、支援対象となるリスクを抱える家庭に対し、訪問により、家庭のニーズに合わせた家事支援、育児・養育支援、相談支援を行っていきます。

■子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと確保方策

設定区分	R7	R8	R9	R10	R11
A. 量の見込み	84 人日	84 人日	84 人日	84 人日	84 人日
B. 確保方策	84 人日	84 人日	84 人日	84 人日	84 人日
差異(B-A)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

（5）　通所事業

①放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

【取組の方向】

今後も安定的な運営と児童の安全・安心な居場所の確保を図るため、児童の状況に応じてクラブの分割や創設に取り組み、待機児童の発生防止に努めるとともに、各種研修会等を利用した支援員の質の向上に取り組み、心身ともに健やかに育成されるよう努めます。

また、保護者のニーズに応じて、開所時間の延長にも取り組んでいきます。

更に、全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図るため、教育委員会が主導する「放課後子ども教室推進事業」との連携に取り組んでいきます。令和 11 年度までに達成すべき目標事業量は、放課後児童クラブの児童を含めた全ての児童が同じ敷地内で放課後子ども教室の活動プログラムに参加できる居場所を 1 か所以上とします。

■放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策

設定区分			R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
A.量の見込み	全児童数		552 人	558 人	544 人	543 人	518 人	511 人
		うち1年生	176 人	179 人	173 人	174 人	166 人	164 人
		うち2年生	174 人	174 人	170 人	169 人	162 人	159 人
		うち3年生	94 人	96 人	94 人	94 人	89 人	88 人
		うち4年生	69 人	60 人	59 人	58 人	56 人	55 人
		うち5年生	26 人	36 人	35 人	35 人	33 人	33 人
		うち6年生	13 人	13 人	13 人	13 人	12 人	12 人
B.確保方策	全児童数		552 人	558 人	544 人	543 人	518 人	511 人
差 異　(B-A)			0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

②延長保育事業（時間外保育事業）

【取組の方向】

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、開所時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。

また、ニーズに対する提供量を確保するため、時間の拡大等の要望についても、認定こども園と調整を図っていきます。

■延長保育事業の量の見込みと確保方策

設定区分	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
A. 量の見込み	521 人日	552 人日	567 人日	574 人日	580 人日	585 人日
B. 確保方策	521 人日	552 人日	567 人日	574 人日	580 人日	585 人日
差異(B-A)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

③一時預かり事業

【取組の方向】

児童を一時的に預かることにより、乳幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、全ての利用希望者が利用できる体制の確保に努めます。

■一時預かり事業の量の見込みと確保方策

設定区分	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
A.量の見込み	10,953 人日	10,667 人日	10,496 人日	10,176 人日	9,887 人日	9,587 人日
幼稚園における一時預かり事業	9,756 人日	9,393 人日	9,238 人日	8,952 人日	8,693 人日	8,425 人日
上記以外	1,197 人日	1,274 人日	1,258 人日	1,224 人日	1,194 人日	1,162 人日
B. 確保方策	10,953 人日	10,667 人日	10,496 人日	10,176 人日	9,887 人日	9,587 人日
幼稚園における一時預かり事業	9,756 人日	9,393 人日	9,238 人日	8,952 人日	8,693 人日	8,425 人日
上記以外	1,197 人日	1,274 人日	1,258 人日	1,224 人日	1,194 人日	1,162 人日
差 異　(B-A)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

④病児・病後児保育事業

【取組の方向】

保護者のニーズが高く、就労世帯等の支援につながることから、事業を継続していきます。

■病児・病後児保育事業の量の見込みと確保方策

設定区分	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
A. 量の見込み	207 人日	232 人日	245 人日	253 人日	260 人日	267 人日
B. 確保方策	207 人日	232 人日	245 人日	253 人日	260 人日	267 人日
差異(B-A)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

⑤子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【取組の方向】

必要時に速やかに利用することができるよう乳児院及び里親支援センター等と連携を図ります。

■子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策

設定区分	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
A. 量の見込み	30 人日	24 人日	28 人日	32 人日	36 人日	40 人日
B. 確保方策	30 人日	24 人日	28 人日	32 人日	36 人日	40 人日
差異(B-A)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

⑥乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、令和８年度から創設される新たな給付制度で、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設を利用できる事業です。

【取組の方向】

令和８年度からの実施に向け、制度を調整中であることから、引き続き国からの情報を注視し、認定こども園と調整を図って必要量の確保に努めます。

■乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策

設定区分		R7	R8	R9	R10	R11
0歳児	A. 量の見込み	－	3 人日	3 人日	3 人日	3 人日
	B. 確保方策	－	3 人日	3 人日	3 人日	3 人日
	差異(B-A)	－	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
1歳児	A. 量の見込み	－	1 人日	1 人日	1 人日	1 人日
	B. 確保方策	－	1 人日	1 人日	1 人日	1 人日
	差異(B-A)	－	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
2歳児	A. 量の見込み	－	1 人日	1 人日	1 人日	1 人日
	B. 確保方策	－	1 人日	1 人日	1 人日	1 人日
	差異(B-A)	－	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

（6）母子保健事業

①母子健康手帳の交付事業

【取組の方向】

妊娠届出時には、助産師又は保健師より妊娠中の過ごし方や気を付ける点など保健指導を実施し、妊婦の健康の保持・増進に努めます。

■母子健康手帳の交付事業の量の見込み

設定区分	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
A.量の見込み	152 人	141 人	139 人	135 人	131 人	128 人

②妊婦健康診査事業（妊婦委託健康診査）

【取組の方向】

受診票を交付することにより各種検査の受診を促し、妊娠の状態と健康を守り、また、安全な妊娠・出産ができるよう病気の早期発見、治療に結びつけていきます。

■妊婦健康診査事業の量の見込みと確保方策

設定区分	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
A. 量の見込み	1,823 人	1,974 人	1,946 人	1,890 人	1,834 人	1,792 人
B. 確保方策	1,823 人	1,974 人	1,946 人	1,890 人	1,834 人	1,792 人
差異(B-A)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

③乳幼児健康診査事業

【取組の方向】

乳幼児健康診査未受診者には、はがきや文書で受診勧奨するほか、保健師による電話連絡や訪問を行っていきます。

健診対象時期を過ぎても受診されない場合は、保育所や幼稚園等からの情報で母子の状況を確認し、必要な支援へ結び付けていきます。

■乳幼児健康診査事業の量の見込み

設定区分	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
乳児委託健康診査	274 人	282 人	278 人	270 人	262 人	256 人
4 か月児健康診査	149 人	145 人	141 人	139 人	135 人	131 人
1 歳児健康診査	159 人	145 人	141 人	139 人	135 人	131 人
1 歳 6 か月児健康診査	165 人	156 人	156 人	156 人	156 人	156 人
3 歳児健康診査	189 人	165 人	165 人	165 人	165 人	165 人

④歯科保健事業

【取組の方向】

ブラッシング指導やフッ素塗布を紹介し、歯の健康に努めていきます。

また、保育所等や小学校と連携し、歯みがきの習慣やおやつの与え方など、食育を含めた歯に良い環境づくりを目指します。

■歯科保健事業の量の見込み

設定区分	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
1歳児健康診査	159 人	145 人	141 人	139 人	135 人	131 人
1歳6か月児健康診査	165 人	156 人	156 人	156 人	156 人	156 人
2歳児歯科健康診査	131 人	145 人	141 人	139 人	135 人	131 人
3歳児健康診査	189 人	165 人	165 人	165 人	165 人	165 人

⑤精神発達精密検査事業

【取組の方向】

1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査等で、言葉が遅い、落ち着きがないなど、育てにくさを感じる子どもへ、公認心理師や言語聴覚士による精密検査を実施し、家庭での対応や幼児サポート教室、療育機関、医療機関の紹介を行う等、適切な支援へつなげていきます。

⑥すくすく広場

【取組の方向】

妊婦及び子育て中の方が、気軽に相談及び情報交換できる場を提供することにより、不安の軽減やストレス解消を図ることができるよう支援していきます。

⑦妊婦相談事業

【取組の方向】

妊婦の希望に応じ、子育て広場で先輩ママと交流する機会の提供や助産師又は保健師による妊産婦訪問を行います。また、若年や未入籍での妊娠、経済的に困難な状態、家庭環境に問題がある、心療内科・精神科の既往がある、多胎、未熟児、ステップファミリーなど出産・育児にリスクがある妊産婦に対しては、サポートプランを作成するほか、助産師又は保健師が訪問や電話等で状況を確認し、保健指導や子育て支援サービス等の紹介を行い、正常な妊娠期を送れるよう支援していきます。

⑧乳幼児栄養相談事業

【取組の方向】

すくすく広場の中で、食のスタートである離乳食の学習の場を設け、乳幼児期からの望ましい食習慣の形成への支援を図っていきます。

⑨産前産後支援事業

【取組の方向】

各種教室等の開催により、妊産婦が孤立せず安心して育児に取り組めるよう、妊娠期から出産後の養育への支援が必要と認められる妊産婦等へ切れ目のない支援を行っていきます。

■パパママ教室の量の見込みと確保方策

設定区分	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
A. 量の見込み	57 人	59 人	61 人	63 人	65 人	66 人
B. 確保方策	57 人	59 人	61 人	63 人	65 人	66 人
差異(B-A)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

■産前産後ケアの量の見込みと確保方策

設定区分	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
A. 量の見込み	123 人	144 人	144 人	144 人	144 人	144 人
B. 確保方策	123 人	144 人	144 人	144 人	144 人	144 人
差異(B-A)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

■ぷれｍａｍａのお産教室の量の見込みと確保方策

設定区分	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
A. 量の見込み	24 人	29 人	29 人	29 人	29 人	29 人
B. 確保方策	24 人	29 人	29 人	29 人	29 人	29 人
差異(B-A)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

■産後ｍａｍａの子育て教室の量の見込みと確保方策

設定区分	R3実績	R7	R8	R9	R10	R11
A. 量の見込み	3 人	72 人	72 人	72 人	72 人	72 人
B. 確保方策	3 人	72 人	72 人	72 人	72 人	72 人
差異(B-A)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※R4コロナ禍のため人数減　　R5は休止　R６から再開

⑩喫煙･飲酒･薬物乱用防止事業

【取組の方向】

母子健康手帳交付時のアンケートや、乳幼児健診の機会を通じて状況を把握し、指導を行うことで普及啓発を図っていきます。

⑪思春期教室事業

【取組の方向】

思春期の子どもが心身ともに健全に自立かつ成長し、命を大切にできるよう、学校等の関係機関と連携し、思春期の特徴や心と体の発達、妊娠・出産・性感染症等に関する正しい知識の普及啓発に努めていきます。

■思春期教室の量の見込み

設定区分	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
A.量の見込み	343 人	242 人	286 人	261 人	269 人	245 人

母子保健事業における課題や指標

	課題	目指す姿	取り組み事業
妊娠期	①妊娠期から不安を抱えたまま出産を迎えることで、親子の愛着形成に問題をかかえるおそれがある ②夫・実母に相談できない妊婦がいる ③保護者の食生活の乱れは子どもへの影響が大きい	・安心して妊娠期を過ごし、安全な出産に臨むことができる ・妊産婦自身が困った時に解決できる力を持つ ・家族で出産や子育てについてイメージを持ち、新しい家族を迎える準備ができる ・妊娠を機会に家族の良い生活習慣が確立できる	・サポートプラン作成 ・関係機関との連携による妊産婦の支援 ・ハイリスク妊産婦アクセス支援事業 ・妊産婦電話相談（助産師・保健師） ・養育支援訪問事業 ・産前産後ケア ・ぷれmamaのお産教室 ・パパママ教室
乳幼児期	①育児が楽しいと感じる保護者の割合が低下している ②育てにくさを感じたとき対処できない保護者がいる ③乳幼児期から良い生活習慣・食習慣の定着・継続が必要である	・育児を楽しむ親のもとで子どもが健やかに育つ ・保護者が育てにくさを感じたときに対処でき、子育ての負担が減る ・良い生活習慣・食習慣を継続できる	・産後mamaの子育て教室 ・産前産後ケア ・こんにちは赤ちゃん事業 ・すくすく広場 ・乳幼児健診 ・移動ぽっぽ教室教室 ・精神発達精密健康診査 ・幼児サポート教室 ・子育て世帯訪問支援事業
学童期・思春期	①う歯数が全国に比べ多い ②肥満児童が増加している ③思春期による不安が大きい	・う歯数の減少 ・思春期の特徴や心と体の発達に関する正しい知識を持つことができる	・学校保健委員会への参加 ・思春期教室（中学生）
地域づくり	①孤立して子育てをしている保護者がいる ②要保護児童数が増えている	・この地域で子育てしたいと思う	・こども家庭センターの設置（令和6年度～） ・要保護児童対策地域協議会との連携 ・養育支援訪問事業 ・こんにちは赤ちゃん事業 ・子育て世帯訪問支援事業 ・子育て短期支援事業

項目	データベース	対象	現状値（R5）	目標値（R10）
妊娠・出産について満足している母親の割合	4か月児健診	4か月児の母親	93.2%	94.0%
妊娠中の喫煙率	4か月児健診	4か月児の母親	2.0%	1.0%
乳児の父親の喫煙率	4か月児健診	4か月児の父親	45.0%	22.8%
身近に、気軽に相談できる相手が全ていいえの割合	母子手帳交付時	妊婦	未把握	0.0%
食事を規則的にとっている子どもの割合	3歳児健診	3歳児	98.9%	100.0%
朝7時までに起床している子どもの割合	3歳児健診	3歳児	96.8%	98.0%
肥満度15%以上の子どもの割合	3歳児健診	3歳児	4.2%	2.1%
テレビ、DVDの視聴やゲーム等をする時間が1日2時間以上の子どもの割合	3歳児健診	3歳児	40.6%	26.4%
大人による仕上げ磨きの割合	3歳児健診	3歳児	97.9%	100.0%
お母さんがゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間の割合	3歳児健診	3歳児の保護者	69.8%	80.0%
子どもを虐待していると思う保護者の割合	3歳児健診	3歳児の保護者	2.2%	1.0%
子育てで相談できる人がいる保護者の割合	3歳児健診	3歳児の保護者	100.0%	100.0%
育児が楽しいと感じる保護者の割合	3歳児健診	3歳児の保護者	96.2%	100.0%
喫煙しない家庭の割合	4か月児健診	4か月児のいる家庭	55.0%	60.0%
12歳児の1人平均う歯数	学校保健統計	12歳児	0.7本 （全国0.56本）	0.56本
肥満傾向の児童の割合	学校保健統計	小学5年生　男子	17.6% （全国15.1%）	15.1%
		小学5年生　女子	9.4% （全国9.7%）	9.0%
性に関する授業を聞いて知識が深まったと感じた子どもの割合	思春期保健講話アンケート	中学生	未把握	増やす
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	4か月児健診	4か月児の保護者	99.3%	100.0%
	1歳6か月児健診	1歳6か月児の保護者	98.8%	100.0%
	3歳児健診	3歳児の保護者	96.8%	100.0%

（7）	その他事業

①ファミリー・サポート・センター事業

【取組の方向】

利用者が見込まれないことから、本市としては実施する予定はありませんが、ニーズに応じて実施を検討します。

■教育・保育施設の量の見込みと確保方策

設定区分	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
A. 量の見込み	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
B. 確保方策	－	－	－	－	－	－
差異(B-A)	－	－	－	－	－	－

②要保護児童対策地域協議会

【取組の方向】

児童虐待に関する相談が複雑かつ重層化する中、この協議会において、要支援家庭への適切な対応や要保護児童の早期発見に努め、地域全体で児童虐待防止の機運をより一層高めるとともに、支援の必要な子どもへの取組を推進します。

③実費徴収に係る補足給付を行う事業

【取組の方向】

給食費（副食材料費）への助成を実施していきます。

④多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の参入促進・能力活用事業は、特定教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者に対して巡回支援等を行うほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して必要な経費の一部を補助する事業です。

【取組の方向】

現時点では実施の予定はありませんが、必要に応じて事業の実施について検討してまいります。

⑤児童育成支援拠点事業

児童育成支援拠点事業は、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場所を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行う事業です。

【取組の方向】

現時点では実施の予定はありませんが、日々の相談業務等を通じて対象者の把握に努めるとともに事業の実施について検討してまいります。

設定区分	R７	R８	R９	R10	R11
A. 量の見込み	０人	０人	０人	０人	０人
B. 確保方策	－	－	－	－	－
差異(B-A)	－	－	－	－	－

⑥未就学児指導教室（幼児サポート教室）

【取組の方向】

平川市教育委員会が実施する通級指導教室と連携し、個々に応じた指導プログラムによる個別指導を行います。そのため、療育指導員を配置し、言葉の発達に対する指導、適応指導、教育相談等に関する指導を行います。

第５章
その他の事項

第５章　その他の事項

１　子ども･子育て支援給付に係る教育･保育の一体的提供及び当該教育･保育の推進に関する体制の確保

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設です。

本市では、教育・保育施設の利用状況及び利用希望に沿った適切な利用が可能となるよう、既存施設の意向を尊重しながら認定こども園への移行を推進し、現在は市内13 施設が全て幼保連携型認定こども園へ移行しています。

２　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

本市では、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施に向けて、保護者への情報提供をはじめ、事業者の運営等に配慮し、公正かつ適正な支給の確保に努めるとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を考慮した給付に取り組んでいきます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監査等については、県との連携や情報共有を図りながら適切な対応に努めます。

３　産後の休業及び育児休業後における特定教育･保育施設等の円滑な利用の確保

本市では、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設の整備等に取り組んでいきます。

４　子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援における青森県との連携

本市では、児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

5　労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

本市では、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

6　幼児教育･保育等の質の確保及び向上

乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、子どもの成長段階に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を安定的に継続して提供する必要があります。

本市では、子どもの最善の利益を第一に考え、現在の保育所等が提供している教育・保育の質を維持又は更に向上させることや、成長段階に応じた切れ目のない子育て支援サービスの充実を図るため、研修機会の確保や職員の離職防止にかかる取組を推進します。

更に、教育・保育施設等の連携が必要であるとともに、小学校等とも相互理解を深め、連携することが重要であるため、その取組を推進します。

7　乳児等のための支援給付に係る教育･保育等の一体的提供及び当該教育･保育等の推進に関する体制の確保

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備する。

第 6 章
計画の推進

第６章　計画の推進

１　計画の推進体制

本計画の推進に当たって、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに保育所等、子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

２　進捗状況の管理

本計画に基づく施策の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価することが重要であると考えます。子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、この取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を各年度で行い施策の改善につなげていきます。

資料編

資料編

1　子ども･子育て会議

（1）　平川市子ども･子育て会議条例

平成２５年６月１８日
条例第２８号

（設置）
第１条　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７２条第１項の規定に基づき、平川市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。
（組織）
第２条　子ども・子育て会議は、委員１５人以内で組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
（１）　子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
（２）　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
（３）　前２号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
（任期）
第３条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任されることができる。
（会長及び副会長）
第４条　子ども・子育て会議に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選によりこれを定める。
２　会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第５条　子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。
２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（委任）
第６条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年３月２０日条例第１０号）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（2） 平川市子ども･子育て会議の委員名簿

（敬称略）

	氏名	所属･役職名等	備考
1	今井　哲	平川市保育連絡協議会	
2	清藤　裕太	平川市保育園父母の会	
3	齋藤　憲法	平川市放課後児童健全育成事業実施代表者	
4	大湯　沙緒里	平川市放課後児童健全育成事業実施施設父母の会代表	
5	成田　忠久	平川市子育て支援拠点事業実施代表者	会長
6	長谷川　夢麻	平川市子育て支援拠点事業実施施設父母の会代表	
7	丸山　久美子	平川市民生委員･児童委員協議会	
8	福士　智子	平川市主任児童委員の代表	
9	石山　学	平川市連合ＰＴＡ（小学校代表）	
10	成田　和弘	平川市校長会（小学校代表）	
11	船水　徳生	平川市社会福祉協議会（児童館）	副会長
12	後藤　恭行	平川市教育委員会	
13	工藤　伸吾	平川市福祉事務所	

・令和８年３月２日　第３期 平川市子ども・子育て支援事業計画の一部を変更

第３期 平川市子ども･子育て支援事業計画

発行年月	令和７年３月
改訂年月	令和８年３月
発　　行	平川市
	住所　〒036-0104 青森県平川市柏木町藤山 25 番地６
	TEL　0172-44-1111
	FAX　0172-44-8619
	URL　https://www.city.hirakawa.lg.jp
編　　集	平川市健康福祉部子育て健康課
	TEL　0172-55-5832
	FAX　0172-44-0068